

## 第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち

～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

令和7年3月

太 良 町

## 第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち

～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～



## はじめに

太良町では、令和2（2020）年3月に、「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」を基本理念とする「第2期 太良町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

この間、人口減少と少子高齢化、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、さらにきめ細やかな子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることが、社会全体の重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、現在の社会情勢等の変化に対応していくとともに、将来の太良町を担ってくれる子どもたちを一丸となりはぐくみ、はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちたふれあいのまちをめざし、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、更なる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画の推進につきましては、行政のみならず、町民の皆様及び地域全体での取り組みが何より重要となります。今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な尽力を賜りました太良町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子育て支援に携わる方々及びニーズ調査などを通じて貴重な意見を賜りました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和7年3月

太良町長 永 淵 孝 幸

## 目 次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>          | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨                      | 1         |
| 2 計画の性格と位置づけ                   | 2         |
| 3 SDGs への取組について                | 4         |
| 4 計画の期間                        | 5         |
| 5 計画の対象                        | 5         |
| 6 計画策定の体制                      | 5         |
| <b>第2章 太良町の子ども・子育てを取り巻く状況</b>  | <b>6</b>  |
| 1 統計データからみた人口・子ども人口の動向         | 6         |
| 2 教育・保育サービスなどの状況               | 10        |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の状況             | 12        |
| 4 子ども・子育てに関する実態（アンケート調査結果から）   | 15        |
| 5 第2期計画施策の評価からみた課題             | 24        |
| 6 子育てに関する課題の総括                 | 28        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>          | <b>29</b> |
| 1 子ども・子育てビジョン（目標像）             | 29        |
| 2 計画の基本方針                      | 29        |
| 3 施策の目標                        | 31        |
| 4 施策の体系                        | 32        |
| <b>第4章 総合的な施策の展開</b>           | <b>33</b> |
| 1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます | 33        |
| 2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます    | 36        |
| 3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます   | 37        |
| <b>第5章 量の見込みと提供体制</b>          | <b>39</b> |
| ○子ども・子育て支援制度の概要                | 39        |
| 1 教育・保育提供区域                    | 40        |
| 2 将来の子ども人口                     | 40        |
| 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制         | 42        |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制     | 44        |
| 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保   | 53        |
| 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保      | 53        |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第6章 計画の推進 .....                | 54 |
| 1 計画の点検・評価 .....               | 54 |
| 2 子ども・子育て会議 .....              | 54 |
| 3 地域や関係機関との連携 .....            | 55 |
| 4 国・県との連携 .....                | 55 |
| 資料編 .....                      | 56 |
| 1 太良町子ども・子育て会議条例 .....         | 56 |
| 2 令和6年度 太良町子ども・子育て会議委員名簿 ..... | 58 |
| 3 計画策定の経緯 .....                | 59 |
| 4 用語説明 .....                   | 60 |

※本計画では、制度、国の政策に関する箇所は「こども」、その他は「子ども」と表記しています。

※町民福祉課 子育て支援係は、令和7年4月以降は、子育て支援課に組織変更されます。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、人口減少と少子高齢化、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会経済情勢の変化を背景とした子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。そのため、さらにきめ細やかな子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足し、令和5（2023）年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められます。

太良町（以下「本町」という。）においては、令和2（2020）年3月に子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」を基本理念とする「第2期 太良町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

また、令和2（2020）年度には、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて「子どもの貧困対策推進事業計画」を策定し、すべての子どもの現在や未来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが将来に夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

今回、現在の社会情勢等の変化に対応していくとともに、現計画の計画期間が満了することを機に、将来の本町を担ってくれる子どもたちを一丸となりはぐくみ、はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちたふれあいのまちをめざし、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑みつつ、「子どもの貧困対策推進計画」の内容を包含した、新たな「第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含し、一体的な策定を行いました。

#### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務を具体化するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえるものです。

#### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

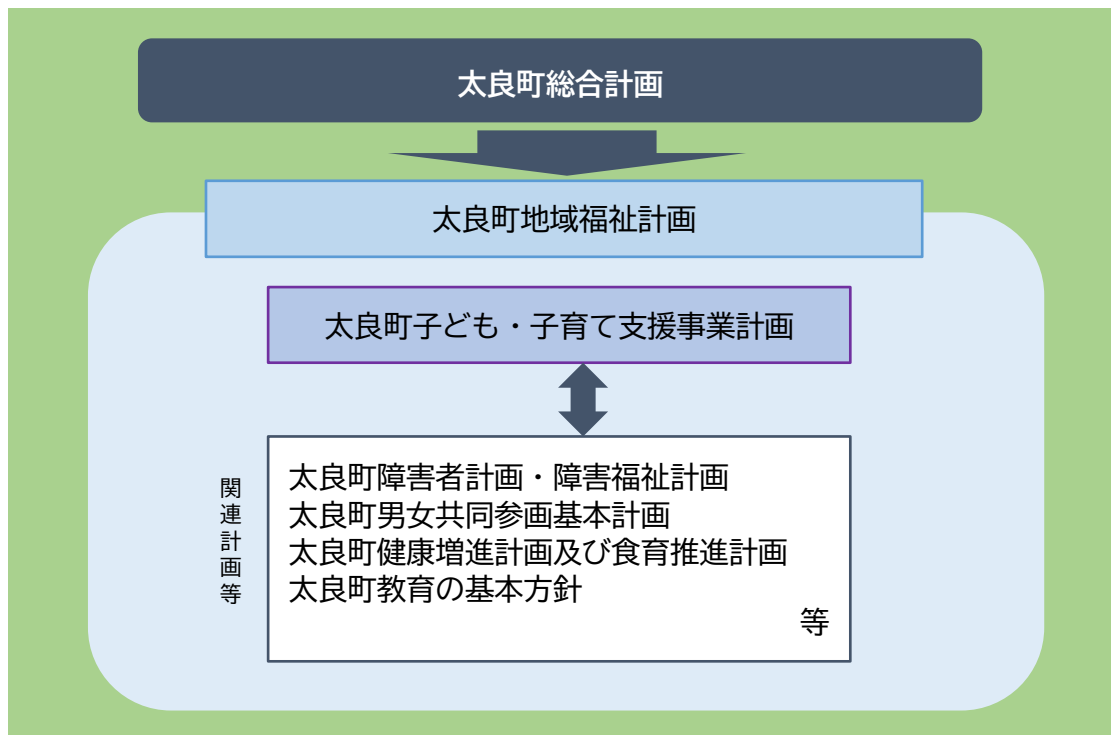
#### こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進計画）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

## (2)太良町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「太良町総合計画」や福祉分野の上位計画「太良町地域福祉計画」、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。



### 3 SDGsへの取組について

SDGsは、平成27(2015)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組を進めています。SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援をめざしており、本計画においてもSDGsの視点を持って取り組んでいきます。

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

##### 【本計画での達成をめざすSDGs】



【目標1】 貧困をなくそう



【目標2】 飢餓をゼロに



【目標3】 すべての人に健康と福祉を



【目標4】 質の高い教育をみんなに



【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう



【目標6】 安全な水とトイレを世界中に



【目標8】 働きがいも経済成長も



【目標10】 人や国の不平等をなくそう



【目標11】 住み続けられるまちづくりを



【目標16】 平和と公正をすべての人に

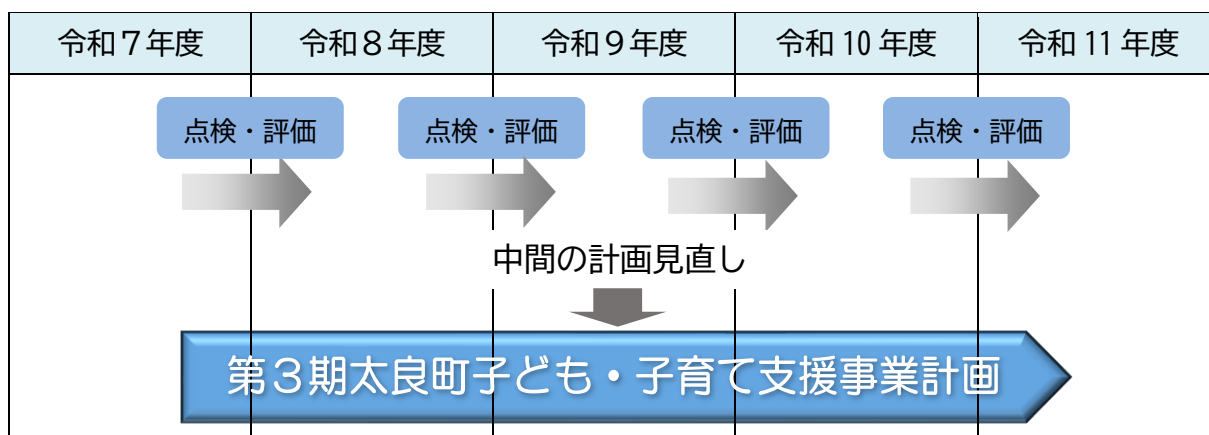


【目標17】 パートナリシップで目標を達成しよう

## 4 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



## 5 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子ども、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいいます。

## 6 計画策定の体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「太良町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

### (2) アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、本町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を令和6(2024)年3月に実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

町民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするため、令和7(2025)年2月7日から2月21日までパブリックコメントを実施しました。

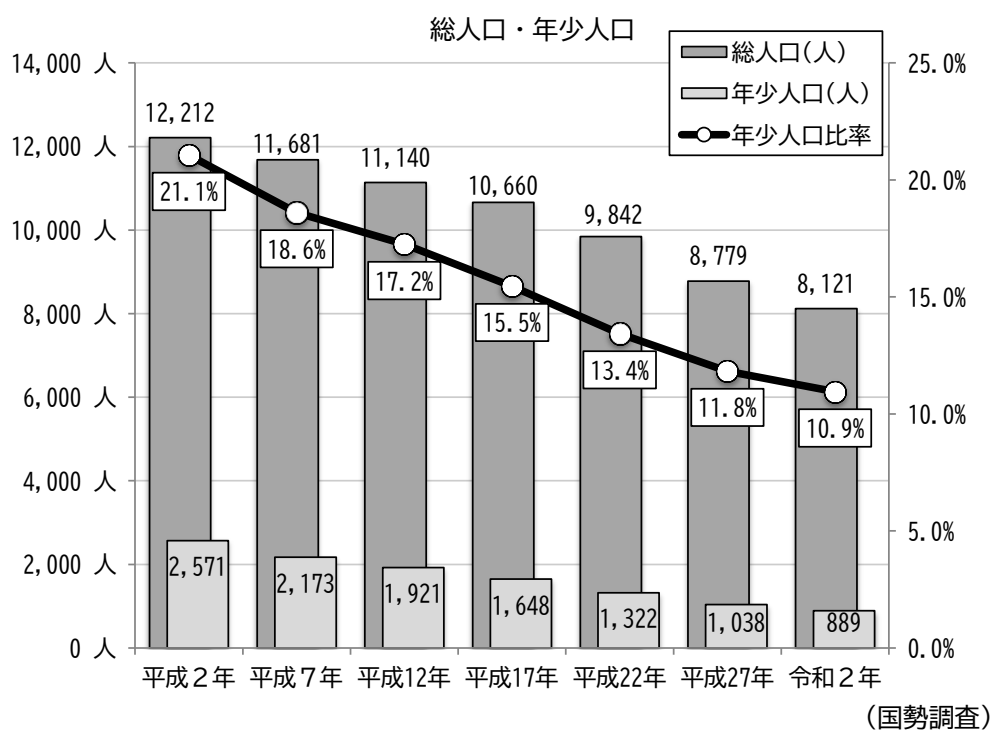
## 第2章 太良町の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計データからみた人口・子ども人口の動向

#### (1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、本町の総人口も減少傾向で推移しており、平成2（1990）年の12,212人から、令和2（2020）年には8,121人となっており、この30年間で4,091人が減少しています。

また、年少人口（15歳未満）についても年々減少しており、平成2（1990）年の2,571人から令和2（2020）年には889人と、30年間で3分の1程度になっています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に21.1%から10.9%へと、10.2ポイント減少しています。

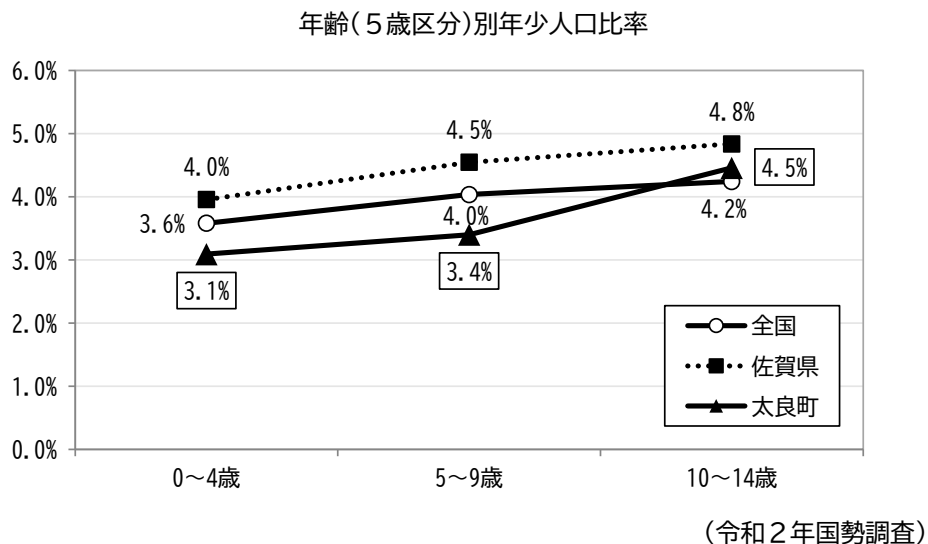


|         | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 総人口(人)  | 12,212 | 11,681 | 11,140 | 10,660 | 9,842 | 8,779 | 8,121 |
| 年少人口(人) | 2,571  | 2,173  | 1,921  | 1,648  | 1,322 | 1,038 | 889   |
| 年少人口比率  | 21.1%  | 18.6%  | 17.2%  | 15.5%  | 13.4% | 11.8% | 10.9% |

## (2)5歳区分別年少人口比率

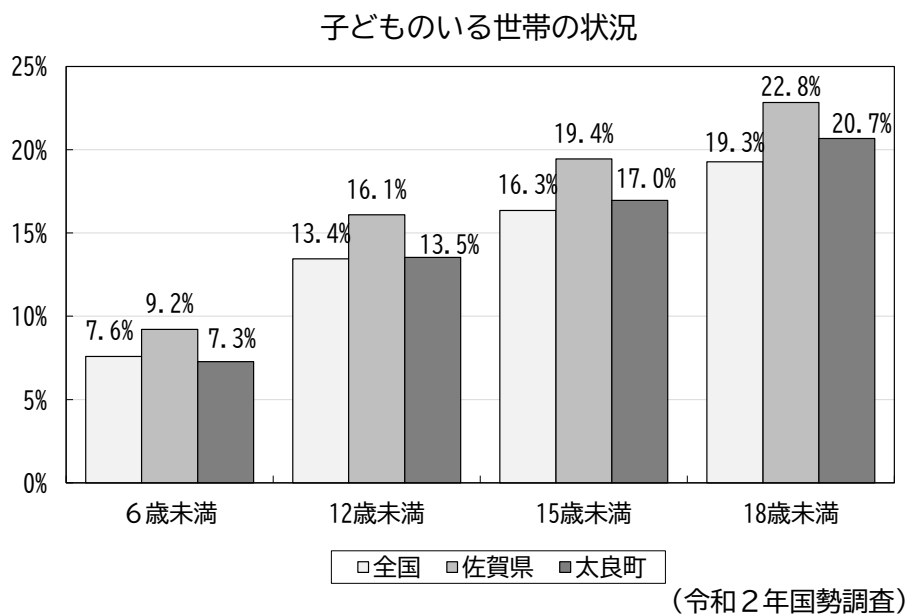
年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別の対総人口比率をみると、10～14歳が4.5%、5～9歳が3.4%、0～4歳が3.1%となっています。

全国や佐賀県の傾向と比較すると、0～4歳と5～9歳の比率が低くなっています。



## (3)子どものいる世帯の状況

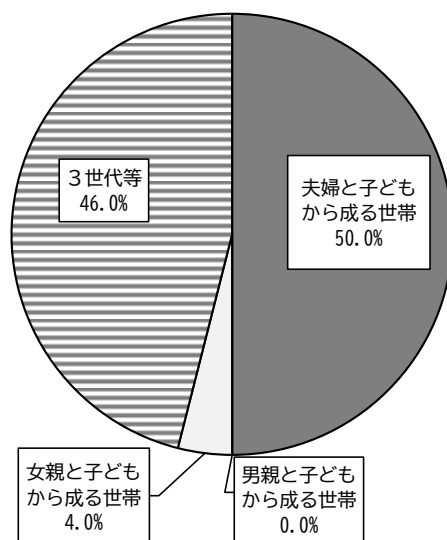
本町の子どものいる一般世帯の状況をみると、6歳未満の子どものいる世帯が7.3%で全国、佐賀県と比較しても低く、12歳未満、15歳未満、18歳未満の子どものいる世帯は、全国値は上回っているものの、佐賀県の値よりも低い割合となっています。



本町の一般世帯2,777世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は202世帯で、そのうち夫婦と子どもから成る世帯は50.0%で、これに男親と子どもから成る世帯と女親と子どもから成る世帯を加えたいわゆる核家族が54.0%と過半数を占めています。

その他の3世代等から成る世帯は46.0%となっています。

6歳未満の暮らす世帯構造



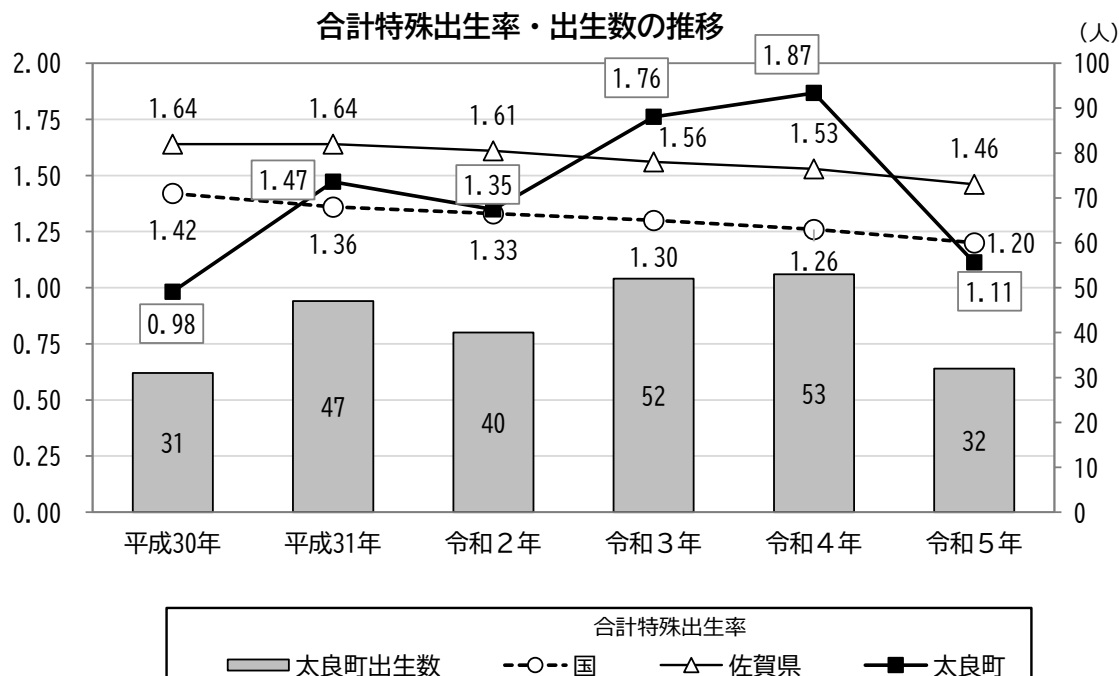
|              | 世帯数<br>(世帯) | 世帯人員<br>(人) | 6歳未満人員<br>(人) |
|--------------|-------------|-------------|---------------|
| 一般世帯         | 2,777       | 7,828       | 310           |
| 6歳未満がいる世帯    | 202         | 1,053       | 310           |
| 核家族          | 109         | 465         | 165           |
| 夫婦と子どもから成る世帯 | 101         | 438         | 154           |
| 男親と子どもから成る世帯 | 0           | 0           | -             |
| 女親と子どもから成る世帯 | 8           | 27          | 11            |
| 3世代等         | 93          | 588         | 145           |

(令和2年国勢調査)

#### (4)出生の動向

本町の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら令和5（2023）年には1.11となっており、全国や佐賀県に比べ低くなっています。

年間あたりの出生数は、令和4（2022）年には53人にまで増加していましたが、令和5（2023）年には32人と21人減少しています。

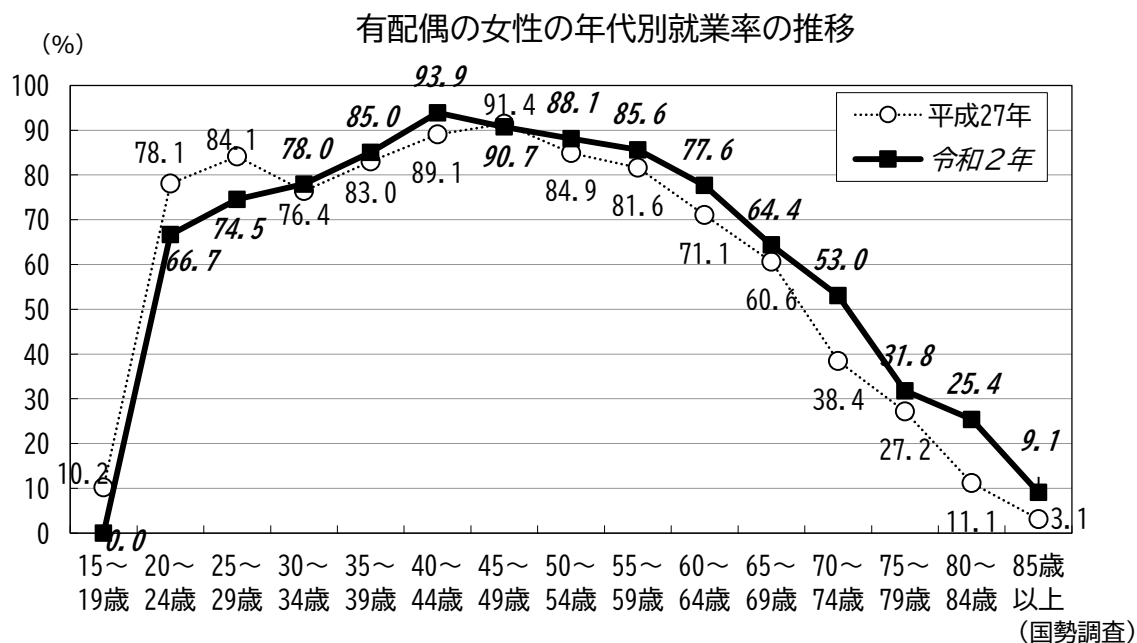


資料：出生数「人口動態統計」

合計特殊出生率（国、佐賀県：「人口動態統計」、太良町：出生数、女性人口により独自算出）

#### (5)女性の就業率

平成27（2015）年と令和2（2020）年の有配偶（結婚している）女性の年齢別就業率を比較すると、30歳未満と、45～49歳以外は、令和2（2020）年の値が平成27（2015）年より高くなっており、M字カーブは解消されてきています。

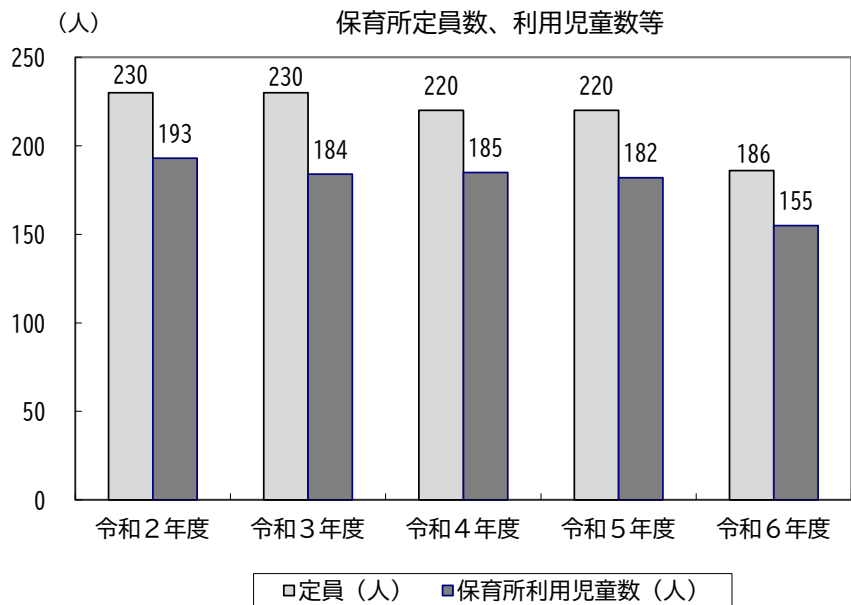
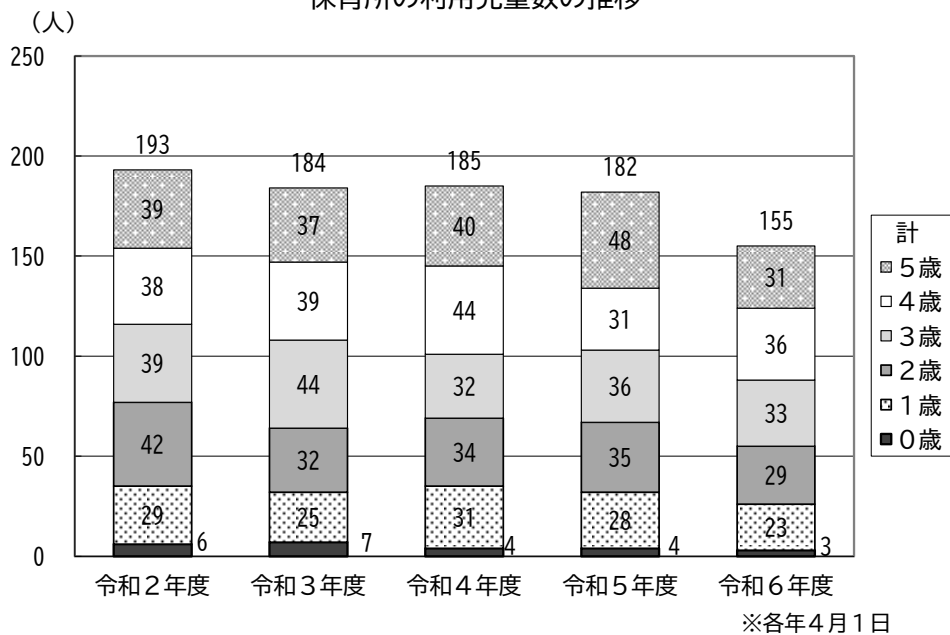


## 2 教育・保育サービスなどの状況

### (1) 保育所・認定こども園の利用状況

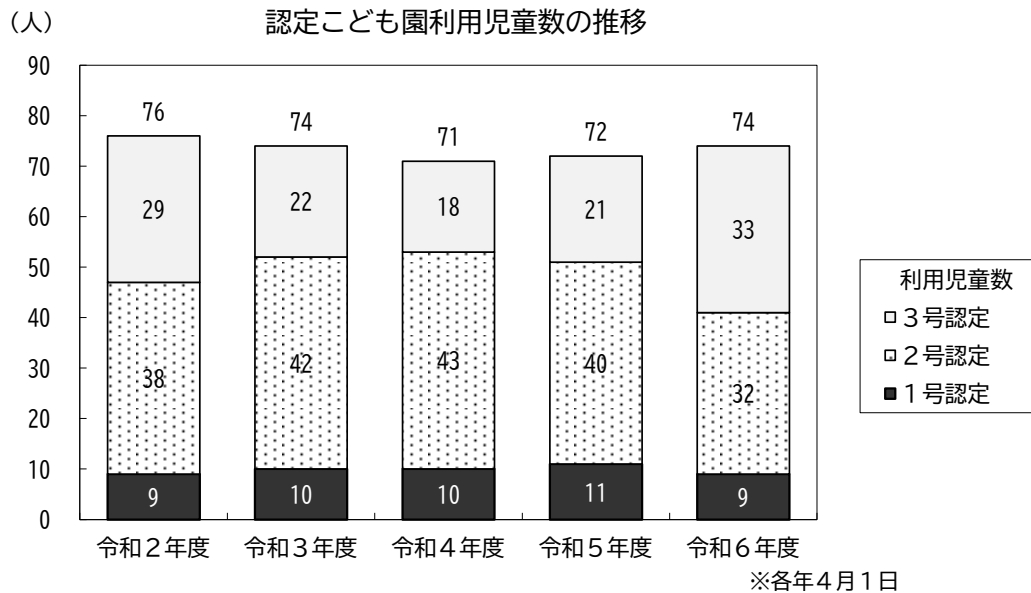
保育所の利用児童数、認定こども園の利用児童数ともに減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度で保育所は155人、認定こども園は74人となっています。（町外の施設利用者を含む）認可保育所の定員充足率は80%台を推移しており、待機児童はいません。

保育所の利用児童数の推移



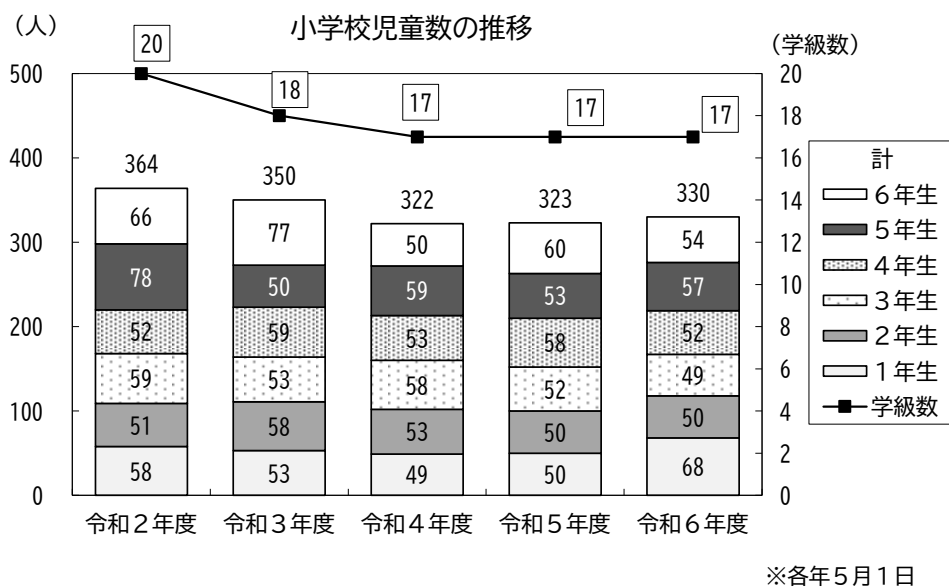
|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町内保育所数 (か所) | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 保育所定員数 (人)  | 230   | 230   | 220   | 220   | 186   |
| 利用児童数 (人)   | 193   | 184   | 185   | 182   | 155   |
| 定員充足率 (%)   | 83.9  | 80.0  | 84.1  | 82.7  | 83.3  |

※各年4月1日



## (2)小学校の状況

町内の2つの小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6（2024）年度は330人と、令和2（2020）年度に比べ34人の減少となっています。



|             |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数         |     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 学級数         |     | 20    | 18    | 17    | 17    | 17    |
| （うち、特別支援学級） |     | （5）   | （5）   | （4）   | （4）   | （4）   |
| 児童数<br>（人）  | 1年生 | 58    | 53    | 49    | 50    | 68    |
|             | 2年生 | 51    | 58    | 53    | 50    | 50    |
|             | 3年生 | 59    | 53    | 58    | 52    | 49    |
|             | 4年生 | 52    | 59    | 53    | 58    | 52    |
|             | 5年生 | 78    | 50    | 59    | 53    | 57    |
|             | 6年生 | 66    | 77    | 50    | 60    | 54    |
|             | 計   | 364   | 350   | 322   | 323   | 330   |

※各年5月1日

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

#### (1)利用者支援事業

令和5年度の実績値は、量の見込みを下回っています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 339   | 339   | 341   | 331   | 311   |
| 実績値   | 人  | 396   | 358   | 364   | 309   | -     |

※子育て支援係及び健康増進課の相談関係を合計

#### (2)地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

令和5年度は、量の見込みの約2倍の利用となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 720   | 720   | 720   | 720   | 720   |
| 実績値   | 人日 | 840   | 859   | 818   | 1,470 | -     |

#### (3)妊婦健康診査

令和5年度の実績値は、量の見込みの41人に対し、37人と4人下回っています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 45    | 44    | 43    | 41    | 40    |
| 実績値   | 人  | 49    | 53    | 31    | 37    | -     |

#### (4)乳児家庭全戸訪問事業

令和2年度と令和5年度の実績値は、量の見込みを下回っています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 47    | 45    | 44    | 43    | 41    |
| 実績値   | 人  | 42    | 47    | 55    | 33    | -     |

#### (5)養育支援訪問事業等

毎年2人を見込んでいましたが、令和2年度以降の訪問実績はありません。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 実績値   | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | -     |

#### (6)子育て短期支援事業

毎年2人を見込んでいましたが、令和4年度に1人のみの実績となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 実績値   | 人  | 0     | 0     | 1     | 0     | -     |

## (7)ファミリー・サポート・センター事業

利用会員数は、毎年度、量の見込みを上回った人数となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 49    | 51    | 51    | 50    | 47    |
| 実績値   | 人  | 60    | 65    | 66    | 65    | -     |

※利用会員数

## (8)一時預かり事業

### ①一時預かり(幼稚園型)

量の見込みに対し、毎年度4割程度の利用となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 4,070 | 4,070 | 4,070 | 4,070 | 4,070 |
| 実績値   | 人日 | 1,771 | 1,864 | 1,699 | 1,892 | -     |
|       | 人  | 10    | 10    | 10    | 11    | -     |

### ②一時預かり(一般型)

量の見込みに対し、令和3年度は8割の利用がありましたが、その他の年度は利用が少なくなっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日 | 368   | 368   | 368   | 368   | 368   |
| 実績値   | 人日 | 166   | 295   | 94    | 39    | -     |
|       | 人  | 30    | 33    | 20    | 16    | -     |

## (9)延長保育事業

毎年度、量の見込みの6～7割程度の利用となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 114   | 116   | 117   | 114   | 106   |
| 実績値   | 人  | 79    | 85    | 86    | 64    | -     |

## (10)病児・病後児保育事業

本町では、病後児保育のみを実施しており、毎年度2人を見込んでいましたが、令和2年度以降の利用実績はありません。

|             | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 病後児保育 量の見込み | 人  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 実績値         | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | -     |

## (11)放課後児童クラブ

概ね、量の見込み程度の利用者数となっています。

|       | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人  | 182   | 177   | 174   | 182   | 196   |
| 1年生   |    | 40    | 41    | 39    | 47    | 53    |
| 2年生   |    | 35    | 39    | 40    | 39    | 46    |
| 3年生   |    | 40    | 34    | 38    | 39    | 37    |
| 4年生   |    | 23    | 26    | 22    | 25    | 26    |
| 5年生   |    | 30    | 21    | 24    | 20    | 23    |
| 6年生   |    | 14    | 16    | 11    | 12    | 11    |
| 実績値   | 人  | 187   | 182   | 159   | 178   | 193   |
| 1年生   |    | 40    | 40    | 35    | 42    | 50    |
| 2年生   |    | 37    | 42    | 35    | 39    | 43    |
| 3年生   |    | 38    | 35    | 32    | 34    | 35    |
| 4年生   |    | 30    | 29    | 22    | 27    | 31    |
| 5年生   |    | 23    | 16    | 22    | 15    | 22    |
| 6年生   |    | 19    | 20    | 13    | 21    | 12    |

## 4 子ども・子育てに関する実態(アンケート調査結果から)

### (1)調査の目的

本調査は、「第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)」策定の基礎資料とするため、町民の子育てニーズや考え方、子育て家庭の生活状況などを把握することを目的として実施しました。

### (2)調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

| 調査の種類   | 調査の対象(母集団)           | 実施方法                                           |
|---------|----------------------|------------------------------------------------|
| 就学前児童調査 | 町内の就学前児童(0～5歳児)の保護者  | ●郵送での配布・回収<br>●保育所、認定こども園を通じて配布・回収<br>●WEBでの回収 |
| 小学校児童調査 | 町内の就学児童(小学1～6年生)の保護者 | ●郵送による配布・回収<br>●学校を通じて配布・回収<br>●WEBでの回収        |

【調査期間】令和6(2024)年3月実施

### (3)配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

| 調査の種類   | 配布数  | 回収数  | 回収率   |
|---------|------|------|-------|
| 就学前児童調査 | 214票 | 119票 | 55.6% |
| 小学校児童調査 | 239票 | 115票 | 48.1% |

### (4)調査結果の概要

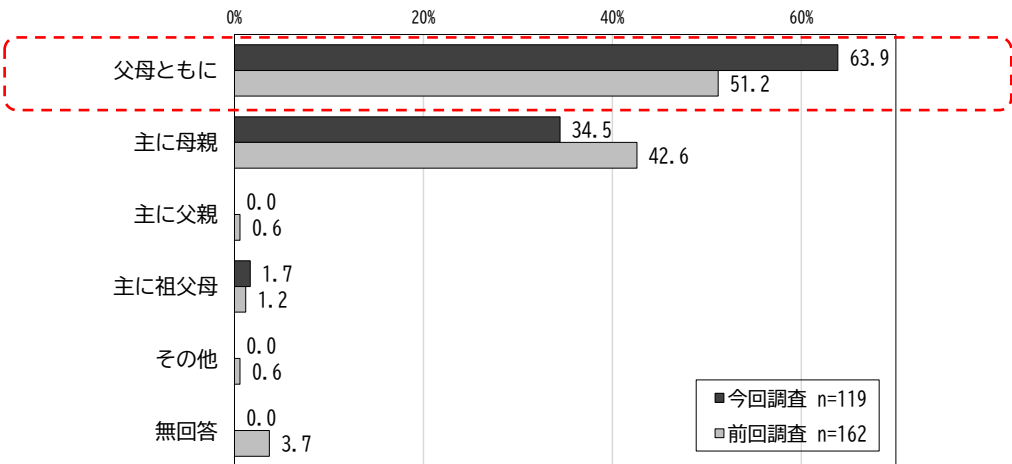
※集計は、小数点以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

#### 【就学前児童調査】

① お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。

○主に子育てを行っている人については、「父母ともに」が63.9%で最も多く、次いで「主に母親」(34.5%)、「主に祖父母」(1.7%)。

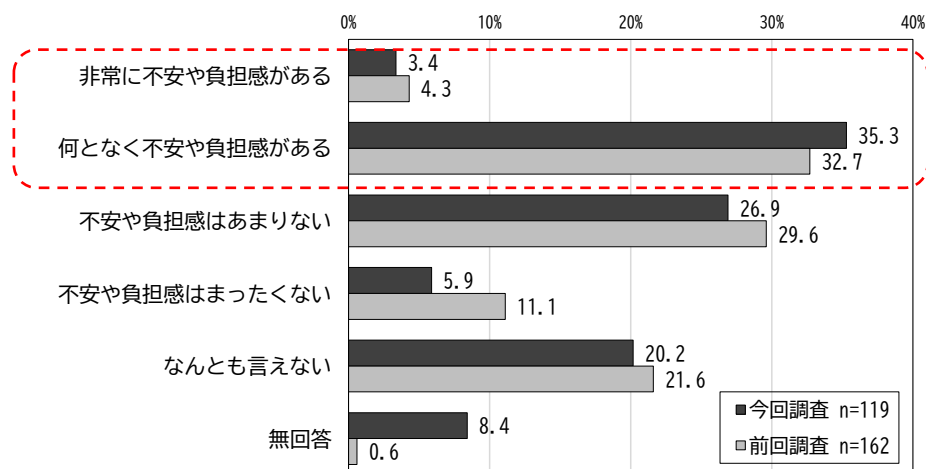
○前回調査と比べると、「主に母親」が8.1ポイント減少し、「父母ともに」が12.7ポイント増加。



②子育てに関して不安感や負担感がありますか。

○「非常に不安や負担感がある」と「何となく不安や負担感がある」を合わせた『不安や負担感がある』が38.7%。

○前回調査と比べると、『不安や負担感がある』はやや増加。

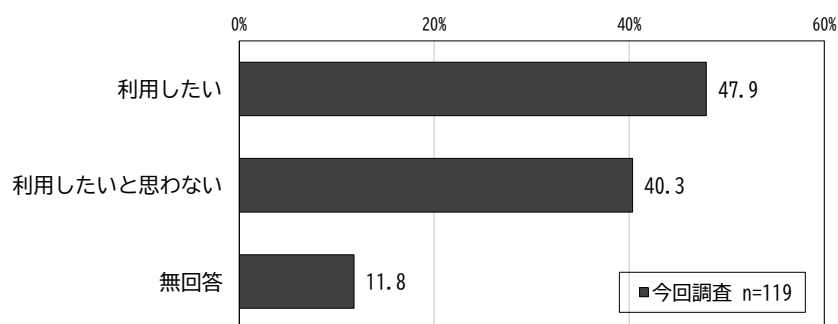


③「こども誰でも通園制度」について

**こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）**

令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付となる事業。現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）のこと。

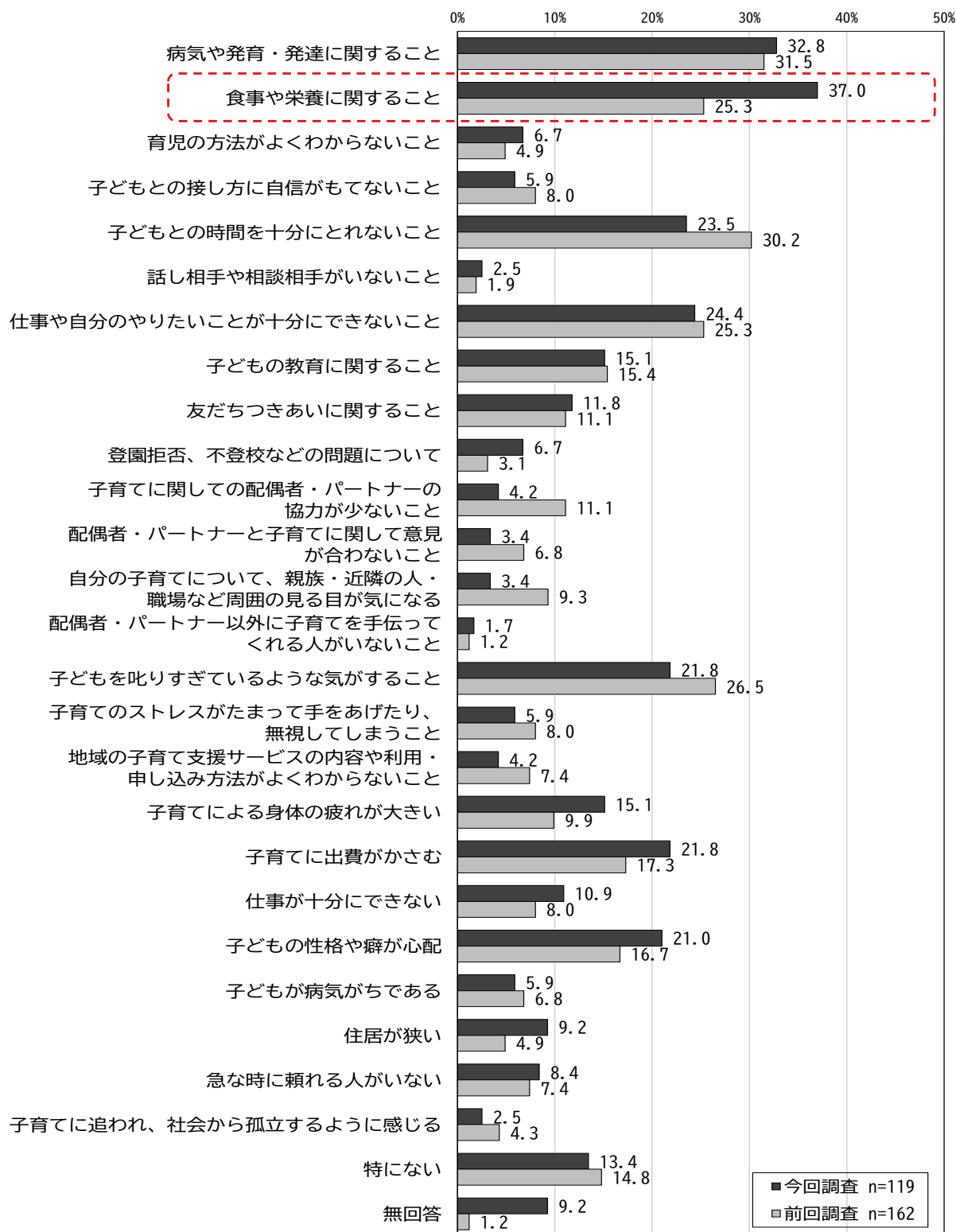
○「こども誰でも通園制度（仮称）」については、「利用したい」が47.9%、「利用したいと思わない」が40.3%。



④子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

○「食事や栄養に関すること」が37.0%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」(32.8%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(24.4%)。

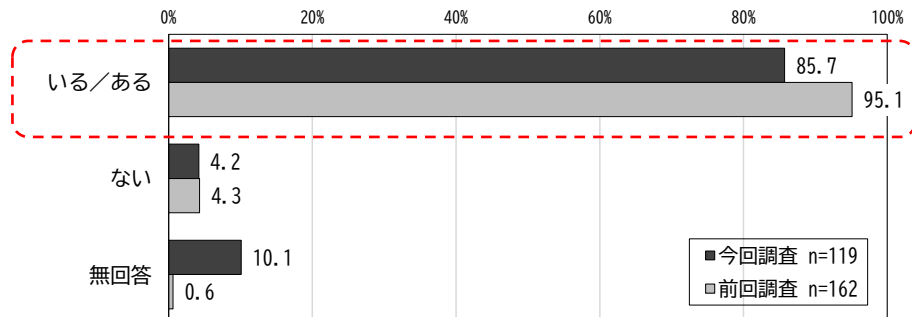
○前回調査と比べると、「食事や栄養に関すること」が11.7ポイントと大きく増加。



⑤お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

○気軽に相談できる人、相談できる場所については、「いる／ある」が85.7%、「ない」が4.2%。

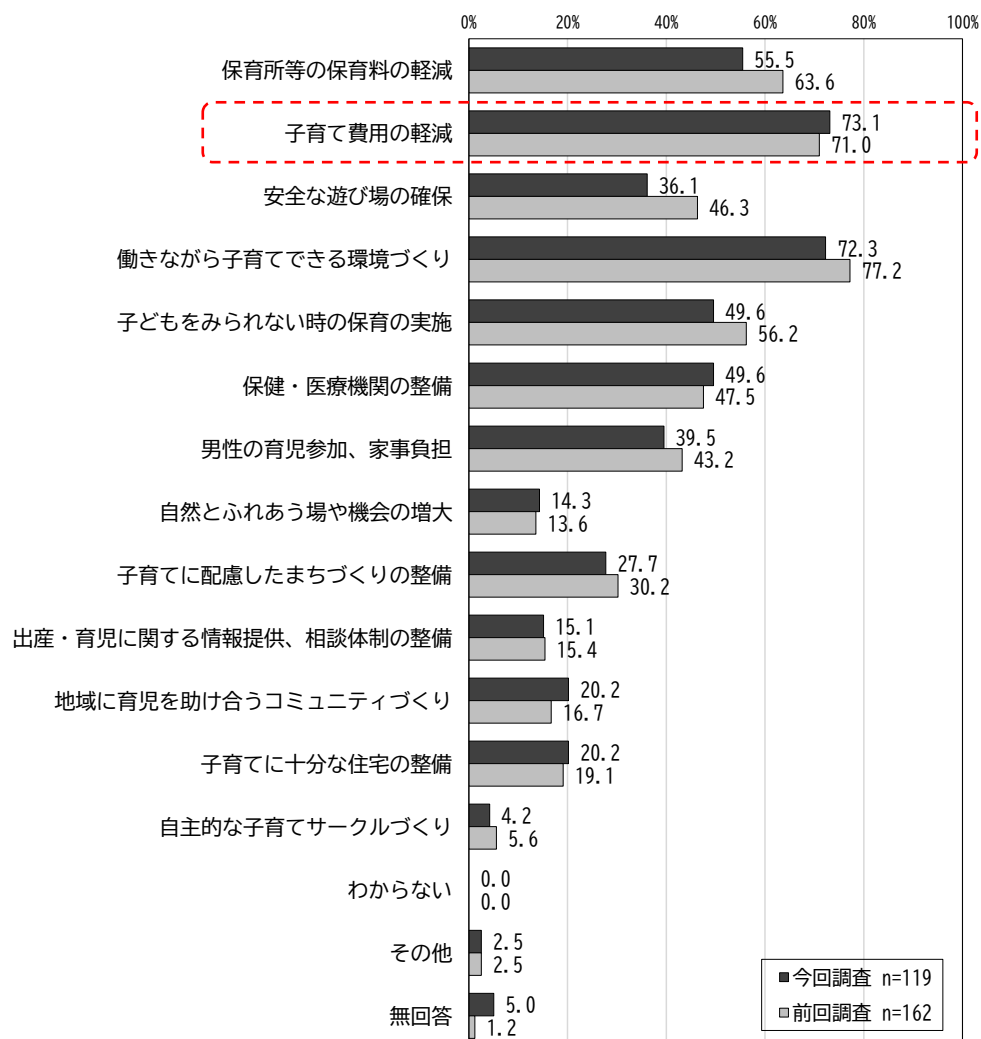
○前回調査と比べると、「いる／ある」が9.4ポイント減少。



⑥出産や育児がしやすい社会になるために、必要と思われることは何ですか。

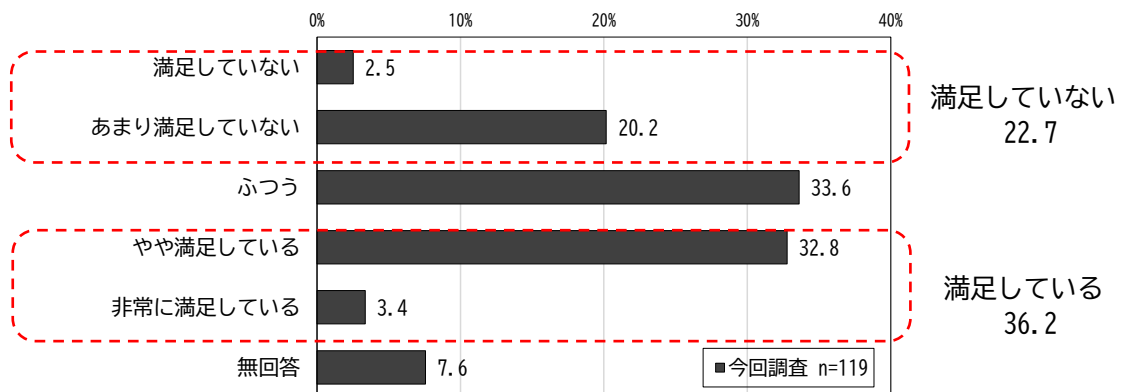
○「子育て費用の軽減」が73.1%で最も多く、次いで「働きながら子育てできる環境づくり」(72.3%)、「保育所等の保育料の軽減」(55.5%)。

○前回調査と比べると、上位項目の中では「保育所等の保育料の軽減」が8.1ポイント減少、上位項目以外では「安全な遊び場の確保」が10.2ポイント減少。



### ⑦お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度

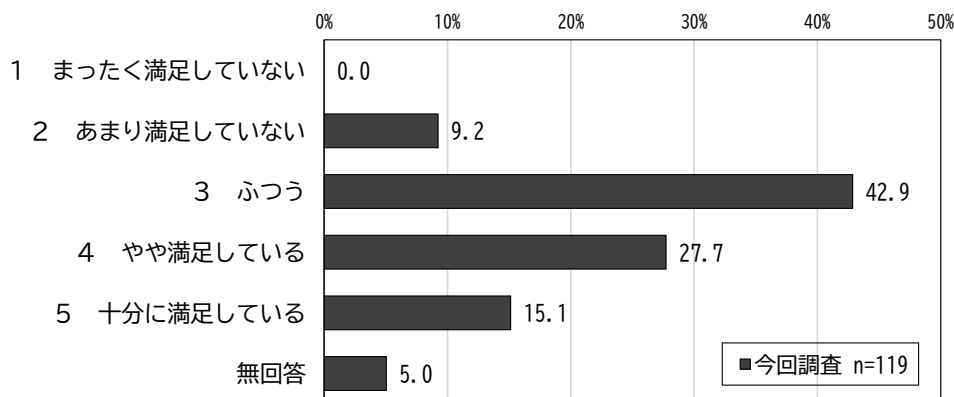
○「満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が22.7%、「やや満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』が36.2%で、『満足している』が13.5ポイント多い。



### ⑧全体として、最近の生活にどのくらい満足していますか。

○最近の生活の満足度については、5段階の中間の「3」（ふつう）が42.9%で最も多く、次いで「4」（やや満足している）が27.7%、「5 十分に満足している」が15.1%、「2」（あまり満足していない）が9.2%

○加重平均は3.51。



### ⑨自由意見

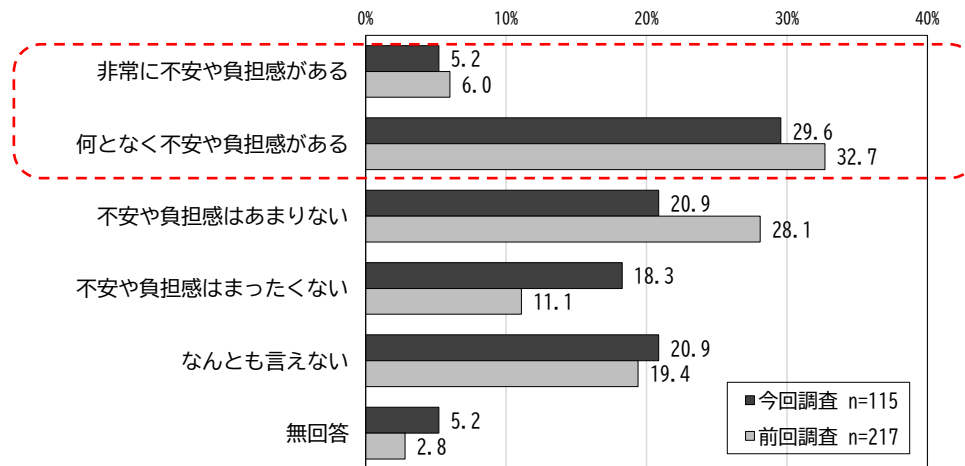
○子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくりへの取組、医療体制の充実に関する意見が多くみられた。

## 【小学校児童調査】

### ①子育てに関して不安感や負担感がありますか。

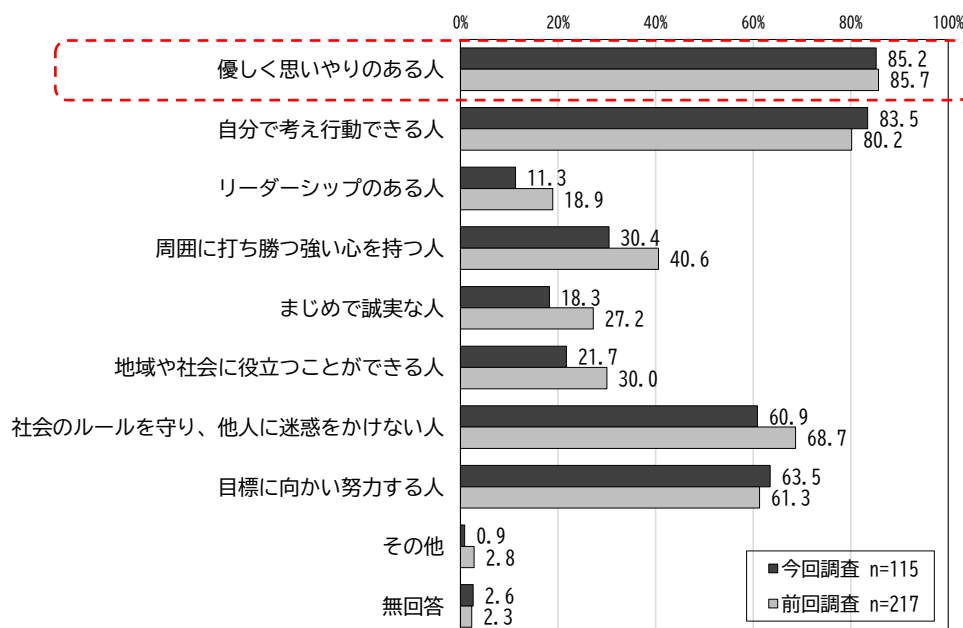
○「非常に不安や負担感がある」と「何となく不安や負担感がある」を合わせた『不安や負担感がある』が34.8%。

○前回調査と比べると、『不安や負担感がある』が3.9ポイント減少。



### ②あなたは子どもにどのような人になってもらいたいですか。

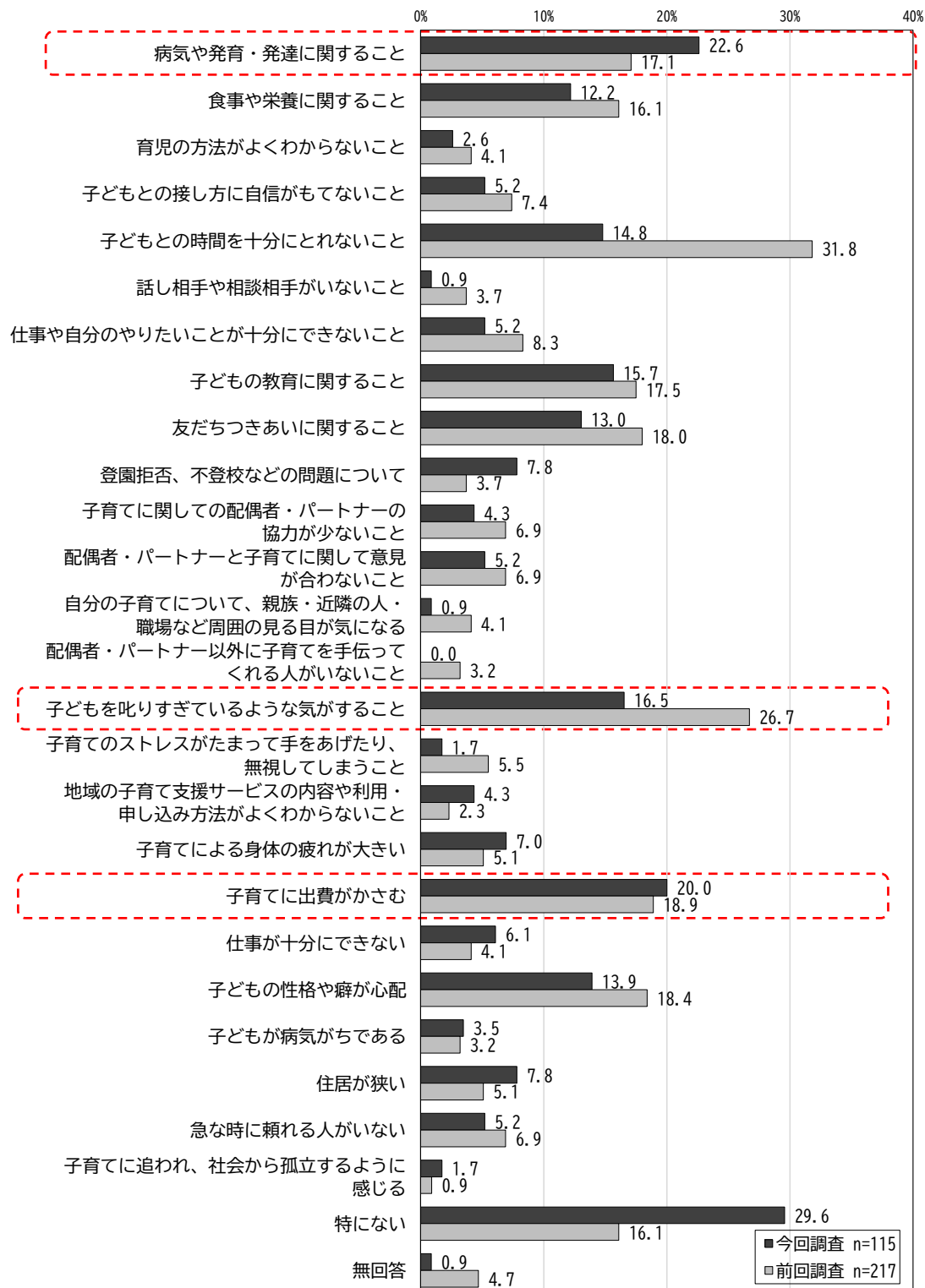
○「優しく思いやりのある人」が85.2%で最も多く、次いで「自分で考え行動できる人」(83.5%)、「目標に向かい努力する人」(63.5%)。



③子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

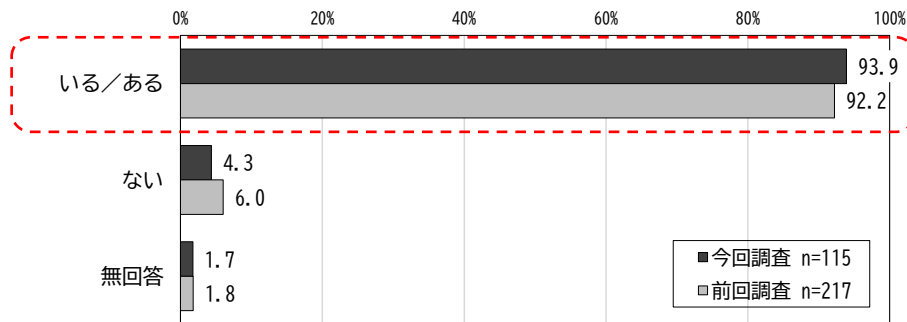
○「特にない」以外では「病気や発達に関すること」が22.6%で最も多く、「子育てに出費がかさむ」(20.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(16.5%)。

○前回調査と比べると、「子どもとの時間を十分にとれないこと」と「子どもを叱りすぎているような気がする」が10ポイント以上減少。



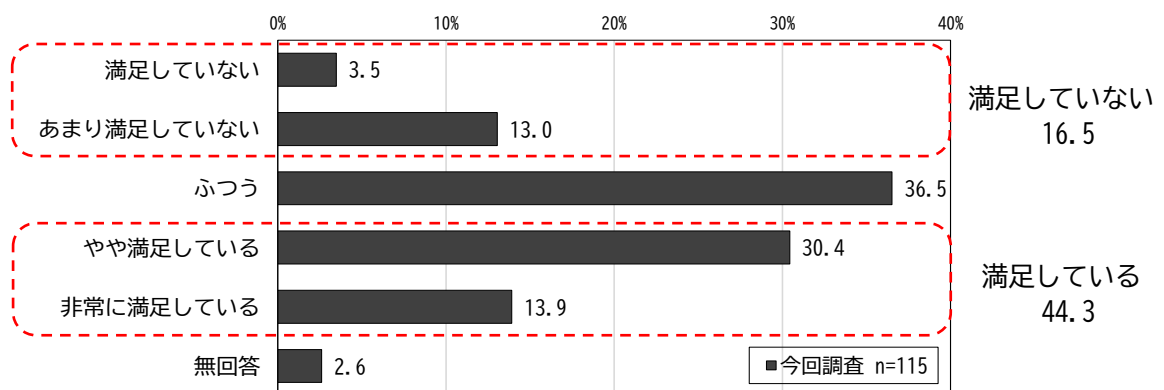
④宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

○気軽に相談できる人、相談できる場所については、「いる／ある」が93.9%、「ない」が4.3%。



⑤お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度。

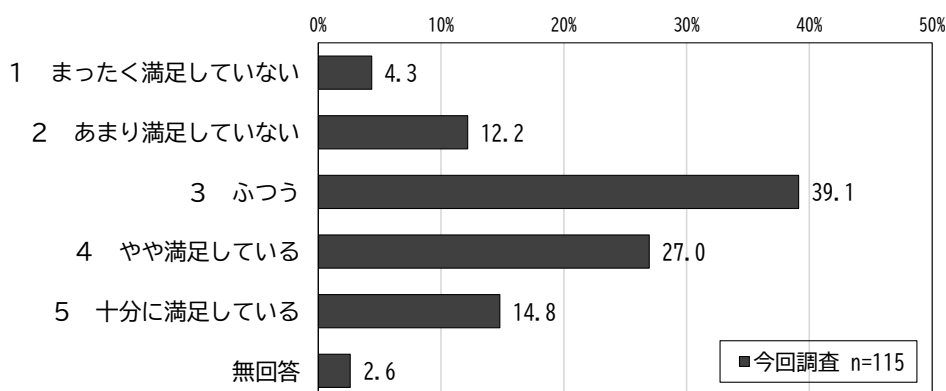
○「満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が16.5%、「やや満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』が44.3%で、『満足している』が27.8ポイント多い。



⑥全体として、最近の生活にどのくらい満足していますか。

○最近の生活の満足度については、5段階の中間の「3」（ふつう）が39.1%で最も多く、次いで「4」（やや満足している）が27.0%、「5 十分に満足している」が14.8%、「2」（あまり満足していない）が12.2%、「1」（まったく満足していない）が4.3%。

○加重平均は3.37。



## ⑦自由意見

○医療体制の充実や、子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくりへの取組に関する意見が多くみられた。

## 【生活困難度】

○本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの指標に基づき分類しました。

| 指 標      | 該当基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 剥奪指標   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前児童調査の問50、小学校児童調査の問42の「子どもとの体験8項目」のうち、「金銭的な理由で体験していない」に4つ以上該当</li> <li>●または、就学前児童調査の問53、小学校児童調査の問45「子どもにしていること」の7項目のうち、「経済的にできない」に4つ以上該当</li> </ul>                                                                                                                                                |
| ② 困窮指標   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前児童調査の問54、小学校児童調査の問46の「現在の暮らしの状況」で「苦しい」と「大変苦しい」に該当</li> <li>●または、就学前児童調査の問57と小学校児童調査の問49の「過去1年の間に、お金が足りなくて、食料が買えないことの有無」、就学前児童調査の問58と小学校児童調査の問50の「過去1年の間に、お金が足りなくて衣服が買えないことの有無」のどちらかに「よくあった」が該当</li> <li>●または、就学前児童調査の問59、小学校児童調査の問51の「過去1年の間に、経済的な理由で電気料金等が未払いになったことの有無」で5つの料金の1つ以上が該当</li> </ul> |
| ③ 等価世帯年収 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●等価世帯収入が、厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査」から算出される貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の127万円以下を該当）<br/>等価世帯年収＝世帯年収／<math>\sqrt{\text{家族の人数}}</math></li> </ul>                                                                                                                                                                         |

## ◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

| 生活困難層  | 生活困窮層＋周辺層     |
|--------|---------------|
| 生活困窮層  | 2つ以上の指標に該当    |
| 周辺層    | いずれか1つの指標に該当  |
| 非生活困難層 | いずれの指標にも該当しない |

○本調査における「生活困難層」の割合は、設問への回答がない世帯を除くと「生活困窮層」と「周辺層」を合わせた『生活困難層』が就学前児童で31.2%、小学校児童で29.6%、ともに同程度でおよそ3割。

### <生活困難層の割合>

| 区分     | 就学前児童         | 小学校児童         |
|--------|---------------|---------------|
| 生活困難層  | 33人 (31.2%)   | 32人 (29.6%)   |
| 生活困窮層  | 11人 (10.4%)   | 11人 (10.2%)   |
| 周辺層    | 22人 (20.8%)   | 21人 (19.4%)   |
| 非生活困難層 | 73人 (68.9%)   | 76人 (70.4%)   |
| 計      | 106人 (100.0%) | 108人 (100.0%) |

## 5 第2期計画施策の評価からみた課題

庁内関係各課による第2期太良町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について評価を行った結果は以下のとおりです。

### (1) 施策の実施状況の評価

【参考】「取組の実施状況」の評価基準

○具体的評価にあたっては、すべての施策について3つの評価基準で点数化。

※1：計画どおり＝10点    2：一部実施＝5点    3：未実施＝0点

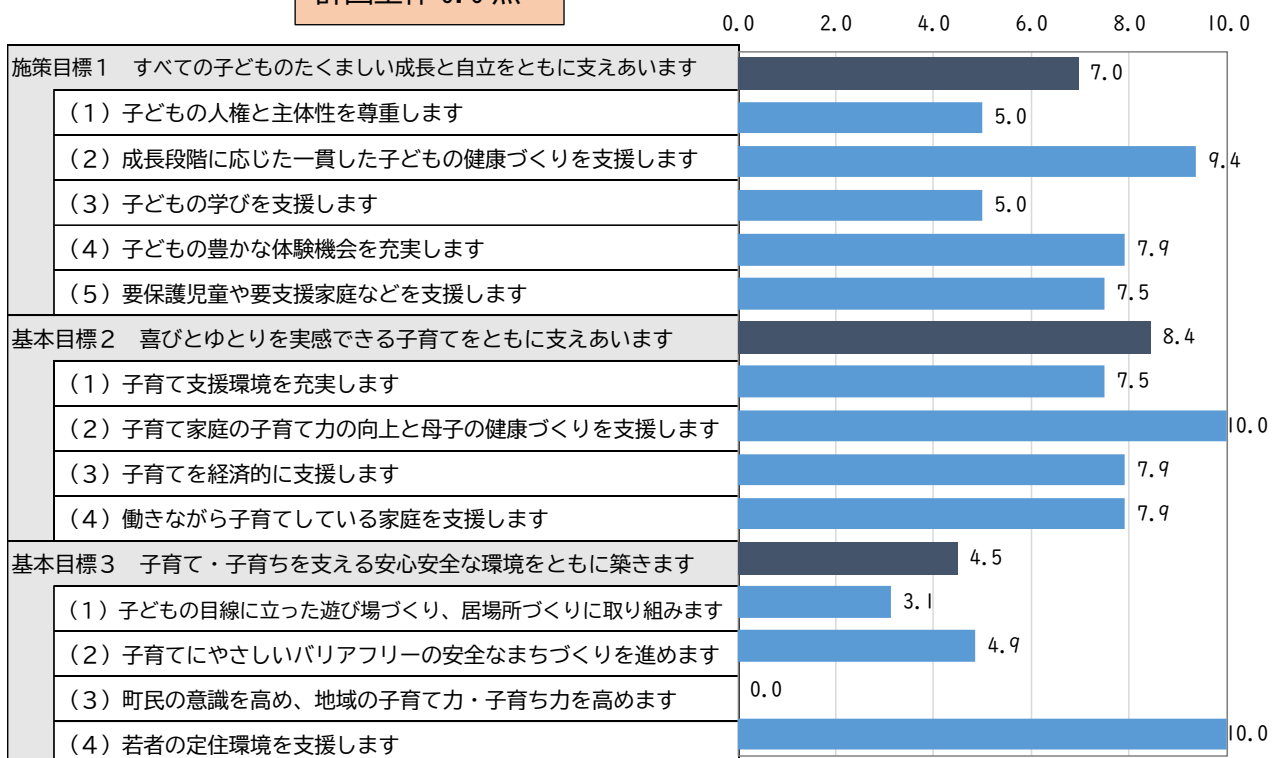
○さらに、3つの施策目標や推進施策単位で平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

第2期計画全体の評価は6.6点となっています。

施策目標ごとにみると、最も進捗評価が高いのは「基本目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます」で8.4点、次いで「施策目標1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます」が7.0点、最も低いのは「基本目標3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます」が4.5点となっています。

推進施策ごとにみると、「基本目標2(2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します」と「基本目標3(4) 若者の定住環境を支援します」が10.0点となってる一方で、「基本目標3(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます」は0.0点となっています。

計画全体 6.6 点



## (2)取組の課題

庁内関係各課による第2期太良町子ども・子育て支援事業計画の課題は下表のとおりです。

| 施策目標1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 子どもの人権と主体性を尊重します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○家庭教育学級を実施しているが、町内4園のうち2園のみの実施となっている。未実施の園にも引き続き声かけを行いたい。サマースクールに多良岳を愛する会やコハダ女子会等のメンバーに講師として依頼している。更なる受け皿の確保が課題である。</li><li>○学校環境・家庭環境に応じて一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築する必要がある。</li><li>○青少年育成町民会議による町民大会を実施し、青少年の健全育成を推進する機会を作っているが、参加者の減少がみられる。子ども人権教室を令和4年度は実施できた。継続的な実施と多くの人が参加する仕掛けを検討したい。</li><li>○家庭における子育てへの介入が難しいため、問題等の掘り起こしに苦慮している。</li></ul>                                                                                                                                                                  |
| <p>(2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○第3次太良町健康増進計画及び食育推進計画(R6~R11)の普及啓発</li><li>○出産子育て応援給付金の円滑な給付及び妊娠期からの相談支援(伴走型支援)の充実</li><li>○利用者増加中の「たらっ子メモリー」の普及継続</li><li>○こども家庭センター設置に向けた、関係部署との業務連絡・調整</li><li>○食育への関心が高まるような施策を検討する必要がある。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(3) 子どもの学びを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○学校運営協議会の活性化・充実が必要である。</li><li>○土曜学習会の廃止に伴い、目標等の再検討が必要と考える。</li><li>○現在、年長児を対象に幼児水泳教室を実施している。参加率は高いが、1園当たり3回程度の実施となっている。講師の年齢も高齢化がみられる。民間のプール教室に通っている子ども達も多い。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○部署それぞれの立場で、体験や学びの場づくりに取り組んでいる。関係機関と連携をとりながら、充実を図っていく必要がある。</li><li>○放課後子ども教室、サマースクール、クリスマスフェスタ、バルーン搭乗体験、木育キャラバンなど様々な遊び体験、自然体験を通して成功体験や学びの機会の充実を図っているが、児童数減少もあり、参加者数の減少がみられる。参加率の上昇が課題である。</li><li>○イベント内容の固定化を感じる。新たなワークショップなどの充実を図りたい。</li><li>○『通学合宿』は、コロナ禍で開催できない年が続いていたが、令和5年度に開催できた。4泊5日で実施したが、児童も職員も疲労感が隠せなかった。実施日数の検討と自由時間の有意義な過ごし方を検討したい。</li><li>○放課後子ども教室の中で昔遊び(けん玉・こま回し、凧作り、凧あげ)を実施しているが、伝統芸能などの事業はできていない。</li><li>○文化活動は、コロナ禍で開催していない地区が多かった。令和6年度は開催されるということで、補助金の支給や広報啓発により、文化活動の促進に力を入れたい。</li></ul> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭の個々のニーズや家庭の状況に応じた最善の方法で問題解決が図られるよう適切な支援を実施。対象の家庭をいかに早く見つけ、支援をしていくかが課題である。</li> <li>○障害のある子どもなど保護・援護が必要な子どもが地域の中で暮らすことができるよう、関係機関と連携して包括的な支援体制の充実を図る必要がある。</li> <li>○関係機関と連携をとりながら、就労支援などの相談業務を実施した。気軽に相談できる体制の整備、サポート体制の整備を充実できるかが課題である。</li> <li>○虐待の防止については、町報やポスター掲示により、周知を行った。また、担当職員も研修会に随時参加し、自己研鑽に努めている。虐待の防止・虐待ゼロに向けた更なる取組が必要である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|  | <p>施策目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをとともに支えあいます</p> <p>(1) 子育て支援環境を充実します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年度途中入所希望の子どもについて、特に0歳児については、保育士不足の理由により、希望する保育所等の受け入れができない時があった。保育士不足が課題である。</li> <li>○各施設それぞれが研修等を実施し、保育の質の向上に努められている。保育従事者の確保について、どのような対策が有効であるのか検討が必要である。</li> <li>○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、利用児童が安心して過ごせる環境整備に努め、支援員（補助員）10名を維持し、支援体制を整えている。また、研修会に参加し、スキルアップに努めている。学校全体の児童数は減少しているが、一方で居場所の確保対策も重要であり、両方を見ながら環境整備と支援体制の充実を図る必要がある。</li> <li>○小児時間外診療事業の円滑な運用</li> </ul> <p>(2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こども家庭センター設置に向けた関係部署との業務連絡・調整</li> <li>○子育て相互支援事業（太良町社協に委託）の普及・啓発</li> <li>○妊婦健診・乳幼児健診の円滑な実施</li> <li>○小児時間外診療事業の円滑な運用</li> <li>○産婦健診・産後ケア事業の円滑な実施</li> <li>○母子保健推進員・関係部署との連携強化</li> </ul> <p>(3) 子育てを経済的に支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な支援策の検討及び財源の確保が必要である。</li> <li>○各事業所が次世代育成という意識を持って業務にあたられている。会議等において、子育て支援等について情報共有を図っている。</li> <li>○子育て家庭の経済的な負担の軽減を配慮しながら業務にあたっているが、サービスを行うには、財源の確保が必要である。</li> <li>○次代を担う子どもたちの成長を祝い、誕生祝金の支給を実施した。また、子どもの医療費助成やチャイルドシートの購入補助も実施した。いずれも財源の確保が必要である。</li> </ul> <p>(4) 働きながら子育てしている家庭を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の支援のため、保育サービスの充実を図った。支援のための受け皿、特に施設の保育士の確保対策が課題である。</li> </ul> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（部署）と連携して男女を問わず、子育てに積極的に関わるよう啓発活動を実施していく必要がある。</li> <li>○第2子保育料の補助を実施した。財源の確保が必要。対象者の範囲が狭いのが検討課題である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | <p>施策目標3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます</p> <p>(1) 子どもの目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの身近な遊び場や室内の遊び場などに対する現在のニーズ把握及び財源の確保が必要である。</li> <li>○関係機関と連携し、子どもたちに遊び方を教えるような施策を検討する必要がある。</li> <li>○放課後子ども教室の中で、けん玉・こま回し、凧あげ、グラウンドゴルフなどの外遊びを行った。道具が必要とはなるが、外遊びの楽しさを伝えることができた。他の遊びも模索していきたい。</li> <li>○中高生の居場所については、既存施設の活用について検討する必要がある。</li> <li>○『放課後子ども教室（きらりパーク）』は多くの参加者があり、活発な学び、体験、交流や遊びができていると思うが、地域学校協働活動推進員やサポーターの高齢化が懸念される。人材探しと次世代への継承が課題である。</li> </ul> <p>(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや子育て家庭にやさしい子育てバリアフリーのまちづくりのためには、関係機関（部署）との連携の強化及び財源の確保が必要である。</li> <li>○危険地区点検で洗い出しされた箇所を関係機関と連携し整備を検討する必要がある。</li> <li>○交通安全の取組については児童のみではなく、ドライバーである大人に対しても行うことが重要であり、継続して取り組んでいく必要がある。</li> <li>○災害時の対応について、学習や経験する機会が少ない。また、自主防災組織等の担い手となる人材が不足しており、継続的に防災について学ぶ機会を設けて次世代の防災組織の担い手を育成していく必要がある。</li> <li>○子どもが安心して行動できる安全なまちづくりのため、関係機関（部署）との連携の強化が必要である。</li> </ul> <p>(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めるため、関係機関と連携しながら、情報を発信していく必要がある。</li> </ul> <p>(4) 若者の定住環境を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定住促進住宅を建設し一定の効果はあったが、これ以上の公営住宅建設は困難。民間アパートの建設促進は低調。空き家を有効活用した移住定住促進を継続する。</li> <li>○太良町親元就漁支援事業給付金及び太良町漁業従事者事業継続支援給付金を活用し、子育て世代を含めた町内漁業者へ給付金の支払いによる支援を行った。既に漁業に従事された方には漁業継続のための支援ができたが、近年、水揚量の急激な減少により新たに漁業へ従事する者が少なくなっている。今後も更なる担い手の掘り起こしを行い、若者の就労支援に努めたい。</li> </ul> |

## 6 子育てに関する課題の総括

子どもを取り巻く状況や施策の評価からみた必要性が求められている課題は、下記のとおりです。

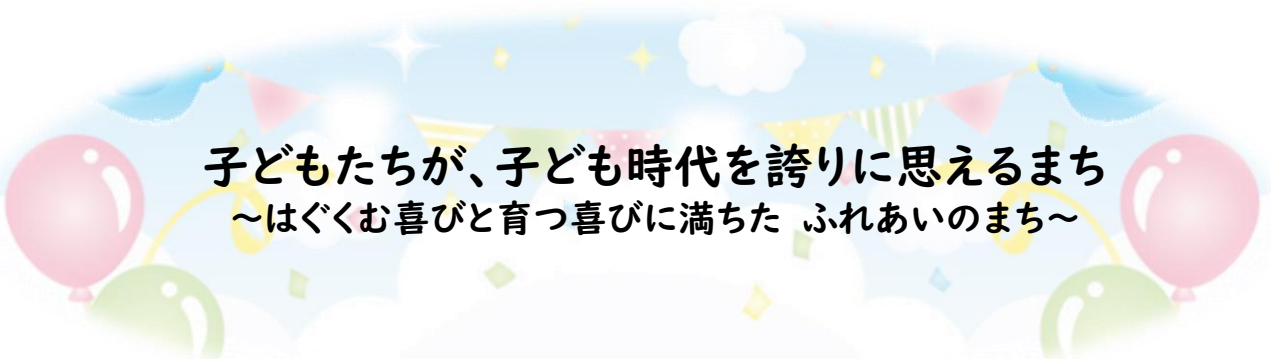
- ◆ 仕事と子育ての両立の支援
- ◆ 多様なニーズに対応できる保育サービス、幼児教育の更なる充実
- ◆ 病児・病後児保育や医療体制の充実
- ◆ 地域子育て支援センターなどの周知・充実
- ◆ 子育てに関する悩みについて気軽に相談できる体制の充実
- ◆ 情報提供体制の充実
- ◆ 安全で安心できる子どもの居場所や遊び場の充実
- ◆ 地域全体での子育て支援の充実
- ◆ 特別な援助が必要な子どもに向けた支援の充実

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育てビジョン(目標像)

「第2期 太良町子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育てビジョン(目標像)を、『子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち ～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～』と設定しました。

「第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画」においても、子どもたちが健やかに育っていける環境づくりや、地域の中で助け合いながら子育てや子どもの成長をともに見守る環境づくりにも取り組むとともに、本町で育った子どもたちが大人になった時に子ども時代、そしてこの本町を誇りに思えるまちをめざし、子ども・子育てビジョンを継承します。



**子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち**  
～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

### 2 計画の基本方針

本町に住むすべての子どもとその家庭が、本町において幸せを感じられるよう、地域住民が連携し子育て、子育てに積極的に関わり、地域一体となって『夢づくり』の実現に取り組んでいくために本計画の基本方針を次のとおり定めます。

#### 基本方針① すべての子どもがのびやかに育まれる「子どもの夢づくり」

～ すべての子どもの人権の尊重とのびやかな「育ち」の支援 ～

すべての子どもは次代の担い手であり、未来に夢を広げています。

すべての子どもが人格を持つ一人の人間として健全に育成され、将来の夢を託すことができるよう、“子どもの利益が最大限に尊重される”ことを前提に、乳幼児期から思春期にいたるまで常に『子どもの目線』に立ち一貫性のある施策・事業の取組を進めます。

すべての子どもたちが、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることなく、夢と希望を持って、安心して育つことのできるまちをめざします。

また、すべての子どもを町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として町民が共有

の認識を持ち、これをもとに豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、子育て、大人への自立促進を地域ぐるみで支援します。

## **基本方針② 子育ての楽しさを実感できる「親の夢づくり」**

～ 子育ての主体としてのすべての家庭への支援、“親育ち”の支援～

共働き世帯の増加や女性の社会進出機会の増大などから子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しており、子育て家庭の特性を踏まえながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、すべての家庭への支援、いわば「すべての親の夢づくり」の視点から施策分野を越え、分野横断的な取組を進めます。

また、“男女共同参画社会の実現”も踏まえながら、家庭、地域そして行政それぞれの役割を高めるとともに、相互の連携を強めていきます。

さらに、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、子ども一人ひとりが自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、子どもの貧困対策に社会全体で取り組みます。

## **基本方針③ 子育てや子育ての喜びを共有する「まちの夢づくり」**

～ 地域一体となったすべての子育て、子育て支援への取組 ～

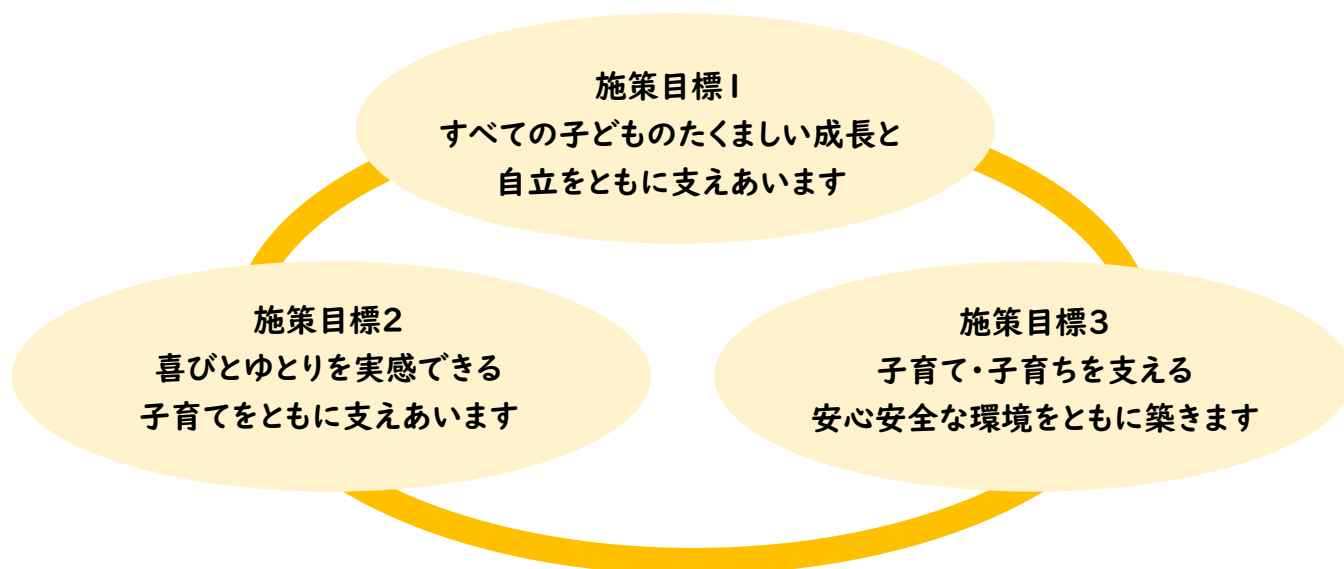
子育てを子育て家庭だけに負わすのではなく、町民の誰もが子育てに係る問題や負担感を十分理解しあい、地域社会全体が当事者としての意識を持って協力しあっていく「子育ての社会化」の視点からの取組が求められます。

このため、「子育て支援」を公的なサービスだけでなく、事業所などを含めすべての町民が“子育て・子育ての担い手”として様々に関わり、行政との協働のもとに、町民参加による子育て・子育て支援の仕組みづくりに取り組みます。このことは、子どもに未来を託す「まちの夢づくり」にほかなりません。

### 3 施策の目標

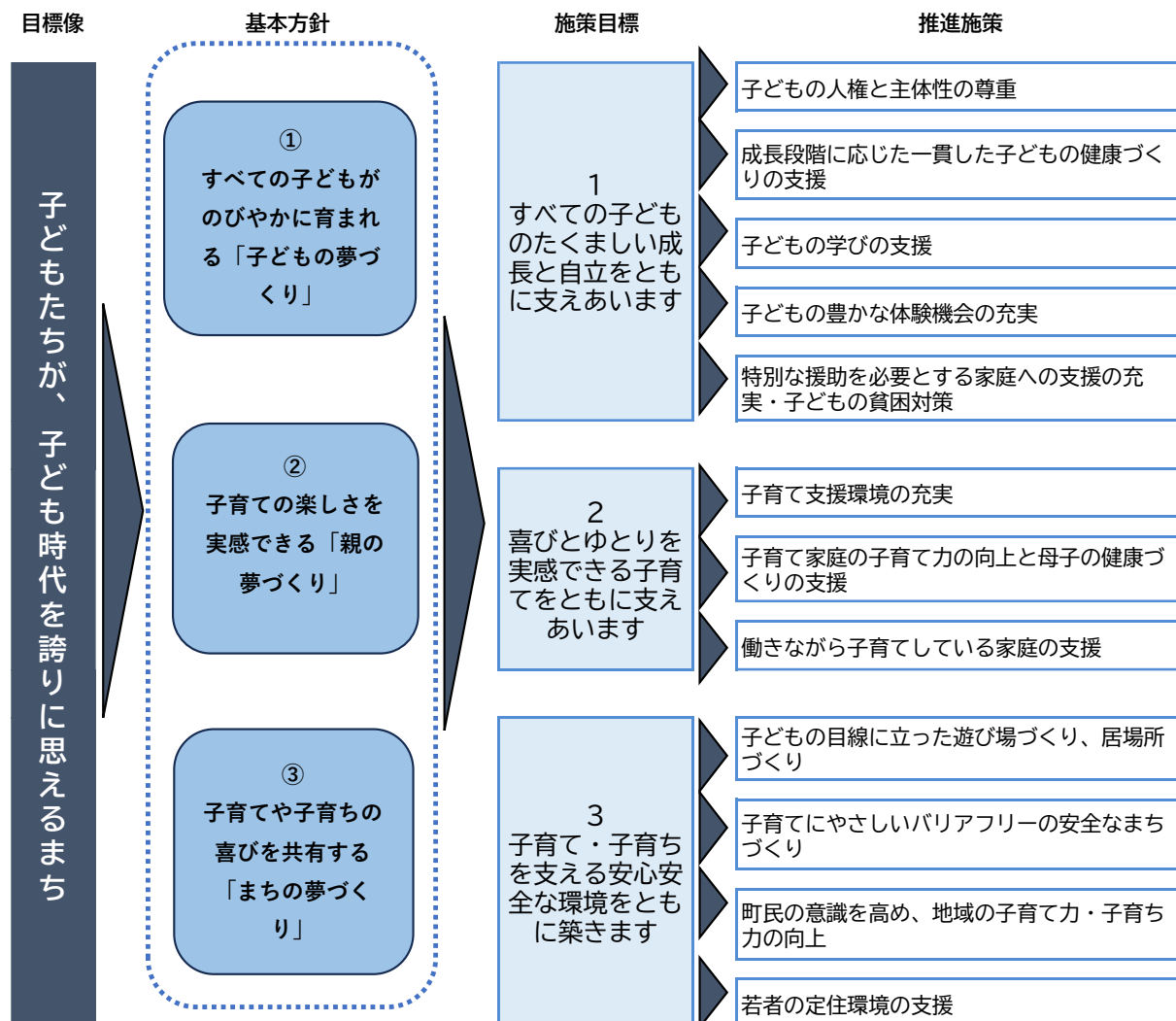
「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」の実現に向けて、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、計画の目標像を実現するために以下の3つの施策目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。



## 4 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。



## 第4章 総合的な施策の展開

### 1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

#### (1)子どもの人権と主体性の尊重

- すべての子どもたちが次代の担い手として健やかに生まれ育ち、それぞれの個性や力を伸ばしながら自立への道を実践に進んでいける環境づくりに向け、家庭はもとより、地域が一体となって取り組んでいきます。
- 教育支援センター事業・訪問支援・特別支援教育支援員配置事業等に係る関係者の連携を強め、切れ目のない支援の充実を図ります。
- 子どもは次代の社会を担う貴重な人材であり、その人権が尊重され、子ども一人ひとりの個性や自発性が伸ばせるよう、「子育ての社会化」の必要性について広く町民各層の意識啓発を図るとともに、実践的な活動への参加を働きかけながら、地域一体的な取組を進めます。【拡大事業】
- 訪問ケア等により、情報収集を行い、障害のある子どもが通う保育所や学校などで集団生活に適應するための支援を行います。

#### (2)成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりの支援

- 子どもの健やかな成長のために不可欠な規則正しい生活習慣を確立できるよう、乳幼児期から思春期に至るまでの成長段階に応じた心身の健康づくり事業をホームページ・各種会議・講話等で啓発します。
- 母子手帳交付・乳幼児健診での広報などにより妊婦と顔の見える相談しやすい関係をつくり、乳幼児及び妊産婦の相談支援体制など、各事業の一層の充実に努めます。
- ホームページ・町報・全戸配布等により町の取組を啓発するとともに、子育て世代にもっと便利に活用してもらうために、ICTを利用した電子母子手帳アプリ「たらっ子メモリー」の利用促進を図り、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などを行っていきます。
- 食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育についてホームページ・町報・各種会議・講話等での啓発や管理栄養士・栄養教諭と家庭科教育等との連携による食育の推進に重点的に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子手帳交付・乳幼児健診での広報やホームページ・町報等による啓発とともに専門職が相談支援を行い、継続した支援を行っていきます。

○発達段階に応じた基本的生活習慣の確立のため、「生活習慣 100 点運動」を行います。

【新規事業】

### (3)子どもの学びの支援

○学校・保護者・地域・行政・児童生徒等の五者間連携の活用を推進します。

○就学前の幼児を対象に、町営屋内プールで幼児水泳教室を行い、子どもの運動力の向上を促進します。



○保園小中高総がかりで教育推進を図るための太良町保園小中高総がかり協議会を発足し、子どもたちが心豊かに生き生きと生活し、自分らしくたくましく未来を切り開いていくことができるよう、必要事項を協議します。【新規事業】

### (4)子どもの豊かな体験機会の充実

○少子化の進行などによって、乳幼児とのふれあいをはじめ、様々な遊びの体験、学びの機会が減少していることを踏まえ、木育等、成長段階に応じた多様な体験、学びの場の充実をめざします。

○毎年 12 月上・中旬に、クリスマスリース・しめ縄づくりの体験と家族や友だちとの映画鑑賞が楽しめる『クリスマスフェスタ』を行い、楽しみながら季節の行事にふれあう機会を創出します。【拡大事業】

○小学 5～6 年生を対象に、自然休養村管理センターから通学を行う『通学合宿』で子どもたちが自分たちで調理・洗濯などを行いながら集団生活を行うことにより、生活力を身につける力を育てます。

○毎年 7～8 月にマリンスポーツを通じて「有明海」を体感することによって、自然の楽しさや厳しさを学び、住民の福祉充実、健康増進をめざし、青少年の健全育成を図ります。

○地域活動の活性化やボランティア活動への参加促進などを通じて、子どもと地域との関わる機会を充実し、地域それぞれに昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能、伝統技術などを広く子どもたちに継承するため、伝承事業を充実し、地域の活性化に取り組みます。

○民芸保存会育成及び文化連盟活動に対して補助を行い、文化活動を促進します。

## (5)特別な援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策

○子ども家庭総合支援拠点等において、子ども家庭の個々のニーズや家庭の状況に応じた最善の方法で問題解決が図られるよう適切な支援を行います。【拡大事業】

○すべての子どもに均等な教育の機会が保障され、すべての子どもが将来に夢や希望を持てるよう、相談体制づくり及び学習環境の整備を推進していきます。

### 【障害のある子ども】

○障害のある子どもなど保護・援護が必要な子どもが地域の中で暮らすことができるよう、一人ひとりの力を伸ばすための事業や相談・支援体制の充実をめざします。

### 【ひとり親家庭】

○ひとり親家庭に対し、就労支援や子育て支援を重点に、相談体制や子育て支援サービスの充実を図り、自立支援をめざします。

○18歳まで（中度以上の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育するひとり親家庭の保護者に対し、手当を支給します。

○ひとり親家庭の父及び母、児童等に係る医療費の自己負担金の一部を助成します。

○ひとり親家庭サポートセンターと連携し、ひとり親家庭に対し、就労や生活支援の相談対応を行います。



### 【虐待防止】

○関係機関との連携を強化し、虐待の防止・虐待ゼロの推進を図ります。

### 【外国につながる子どもやその保護者】

○特別な支援が必要な外国につながる子どもやその保護者へ関係機関と連携し、相談体制や情報提供の充実を図ります。

### 【子どもの貧困対策】

○教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と子育てしやすい環境づくりを支援します。

○子育て世帯への経済的な支援のため、就学援助の継続給付など、国・県の交付金等を活用しながらその充実に取り組みます。

○次世代育成という意識を事業所に浸透させるための啓発活動を充実します。

○子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。

- 次代を担う子どもたちの成長を祝い、誕生祝金や小学校入学時の入学祝金、中学校卒業時に卒業祝金を支給します。
- 子どもの健やかな成長を願い、安心して病院などで受診できるように高校生までの子どもの医療費の助成を行います。
- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、チャイルドシート等の購入に対しての補助金交付や少子化対策及び定住促進の一環として、小中学校給食費の無料化と小中学校全学年の補助教材支給を継続していきます。

## 2 喜びとゆとりを実感できる子育てをとともに支えあいます

### (1)子育て支援環境の充実

- 就学前児童の保育需要を的確に見極めながら、保育所や認定こども園の充実や適正配置に取り組めます。
- 保育従事者の確保に取り組むとともに、保育の質の向上に努めます。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、利用児童が安心して過ごせる環境整備と支援体制の充実を図ります。
- 子どもの急病時に適切に対応できるよう、救急医療を含め小児医療体制の充実を促進します。

### (2)子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりの支援

- 子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし、相談・指導体制を充実するとともに、親同士がふれあい、相互に相談し学びあえる機会の充実をめざします。
- 子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠・出産、育児に関わる保健・医療体制を充実します。【拡大事業】



- 母子保健推進員による乳児全戸訪問事業で様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、母子保健推進員会議の定期開催や関係部署との連絡会議や児童委員等関係機関との連携を強化します。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

### (3)働きながら子育てしている家庭の支援

- 就労している、あるいは就労希望のある女性が増加し、保育需要が多様化してきていることを踏まえ、仕事と育児の両立を支援する保育サービスの充実を図ります。
- 男女共同参画社会づくりの一環として、男女を問わず、子育てに積極的に関わるよう、町民や事業所などへの啓発活動を進めます。
- 保育所等に同時に入所している子どもの2人目の保育料相当額を補助する第2子保育料無料化事業で、働きながら子育てをしている家庭へ経済的な支援を行います。(令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化がスタートしており、保育所や認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料は無料となっています。)

## 3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

### (1)子どもの目線に立った遊び場づくり、居場所づくり

- 子どもの身近な遊び場や室内の遊び場などに対する要望の高さを踏まえ、子ども同士の協調性や社会性をはぐくむ場となる安全な遊び場づくりを子どもの目線に立って計画的に整備していきます。
- 関係機関と連携し、外遊びの減ってきている子どもたちに、遊び方を教えるような仕組みづくりに取り組みます。
- 中学生や高校生など子どもたちが気軽に利用できる「居場所づくり」を進めるため、既存施設の有効活用や地域の支援体制づくりに取り組みます。
- 小学生を対象に、放課後に学び、体験、交流や遊びなどを行う『放課後子ども教室（きりりパーク）』を行い、子どもの放課後の居場所づくりを推進します。



## (2)子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくり

- 乳幼児をはじめ子連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、高齢者や障害者を対象とした福祉のまちづくり事業と連携し、子どもや子育て家庭にやさしい子育てバリアフリーのまちづくりに取り組みます。
- 安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、関係機関との連携による交通安全教室・街頭指導・通学路点検などの交通安全対策や防犯対策の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭などに対する安全教育を充実します。
- 子どもが安心して行動できるよう、学校等と連携し、防災学習を行うなど安全なまちづくりに地域一体となって取り組みます。



## (3)町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力の向上

- 子育て・子育てを地域全体で支えあう必要性について広く町民の認識を高め、地域一体的、自発的な取組が進められるよう、情報の共有化を図り、地域の子育て力、子育て力を高めていきます。
- 長時間労働の解消や育児休業の取得奨励など、企業や事業所に対して、地域の子育て力を高める視点から支援要請を行っていきます。町民による主体的な活動を広めながら地域としての子育て力、子育て力の再生・向上をめざします。

## (4)若者の定住環境の支援

- 若い世代が結婚し、家庭を築き、本町で子どもを安心して生み育てるために、移住定住促進事業や若者の就労支援等、生活の安定を促進します。
- 農林漁業の後継者として研修を受ける方に対し、資金の給付を行います。また、就学に必要な資金の給付を行います。

## 第5章 量の見込みと提供体制

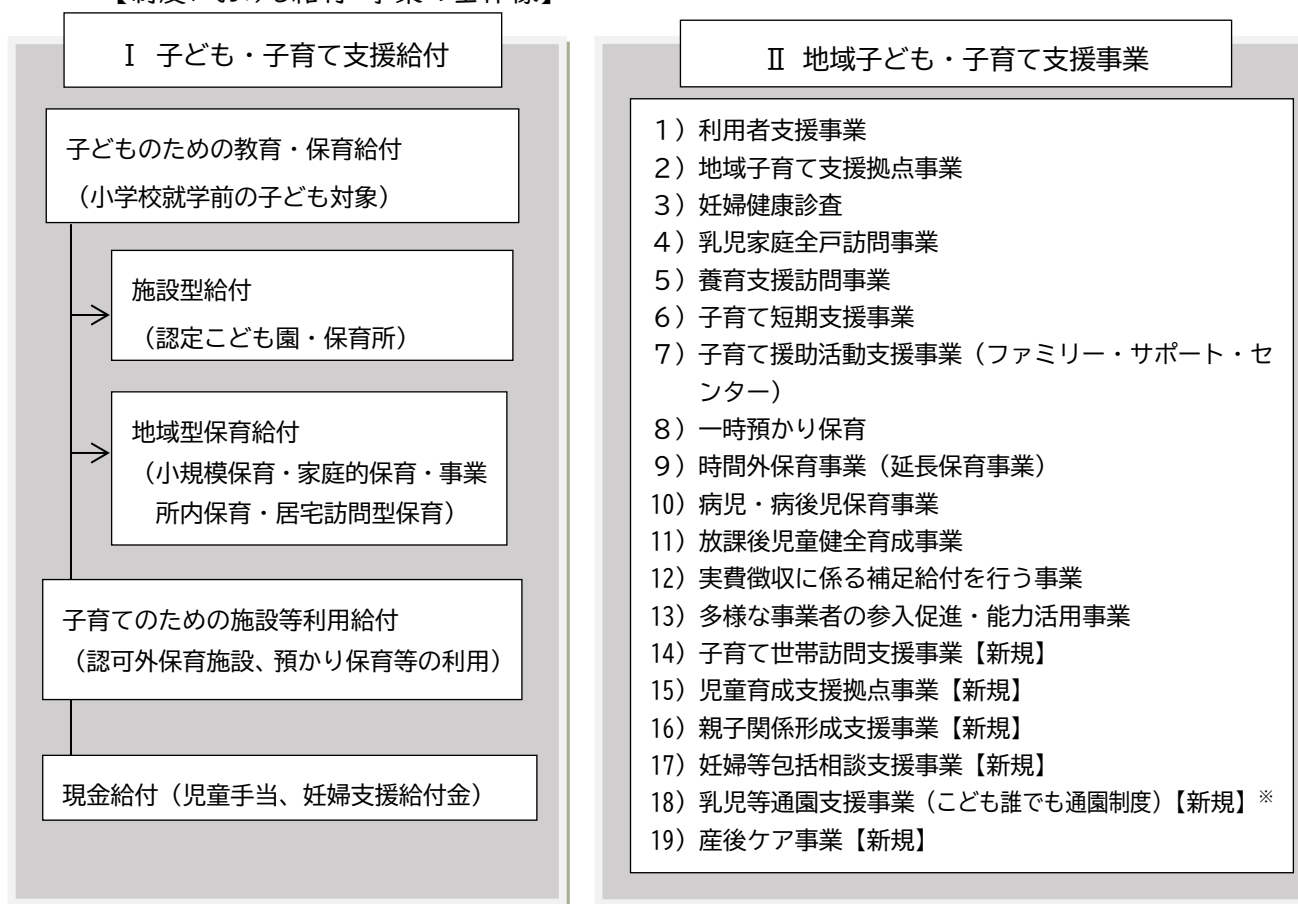
※子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及びその提供体制の「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

### ○子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、第3期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業（13事業）に追加して、新たに6つの事業に取り組んでいくとされています。

#### 【制度における給付・事業の全体像】



※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。

# 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全町を1提供区域とすることとします。

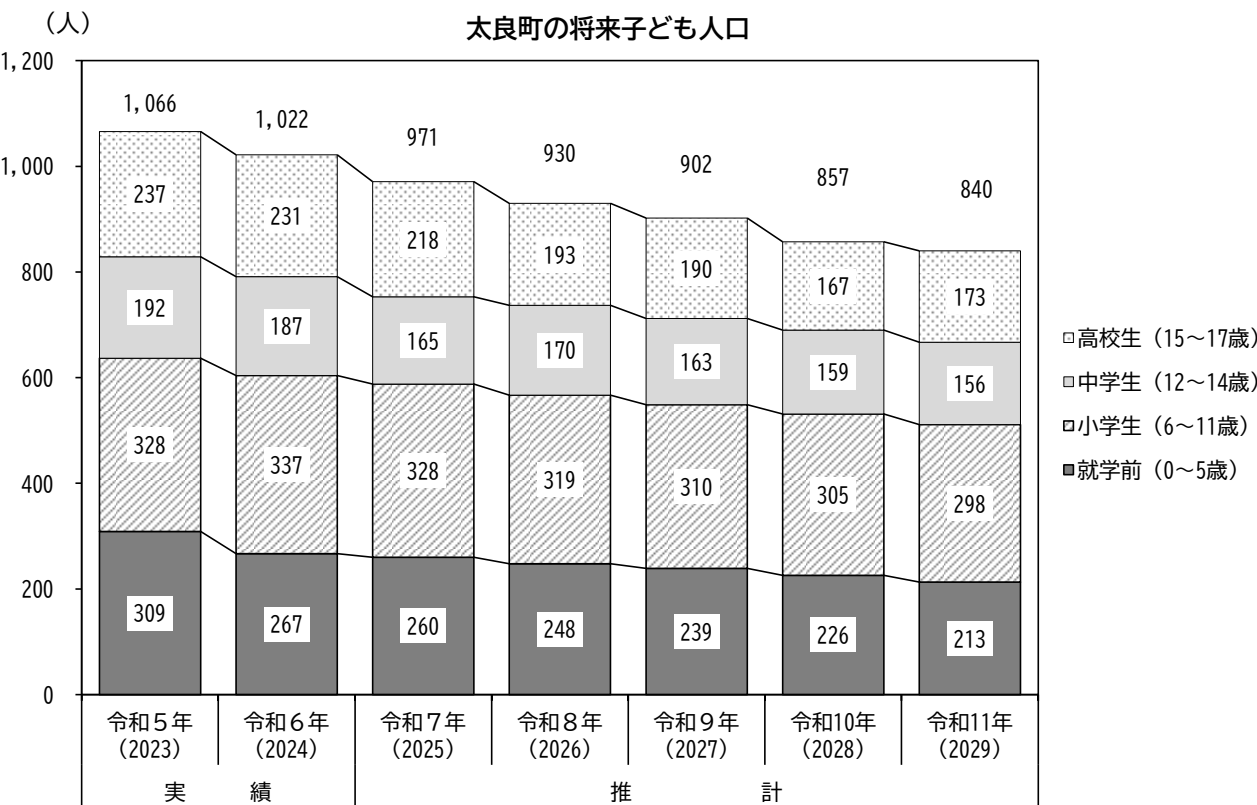
# 2 将来の子ども人口

## <推計方法>

平成31(2019)年から令和6(2024)年の住民基本台帳(各年3月末)における6年間の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

0~17歳(各年4月1日現在)の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、令和6(2024)年の1,022人から令和11(2029)年には840人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども(0~5歳)については、同期間に267人から213人へと54人の減少、小学生(6~11歳)については337人から298人へと39人の減少、中学生(12~14歳)については187人から156人の減少、高校生(15~17歳)については231人から173人の減少が見込まれています。



※実績値は「住民基本台帳」4月1日時点  
※外国人を含む

(単位：人)

|                | 実 績            |                | 推 計            |                |                |                 |                 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                | 令和5年<br>(2023) | 令和6年<br>(2024) | 令和7年<br>(2025) | 令和8年<br>(2026) | 令和9年<br>(2027) | 令和10年<br>(2028) | 令和11年<br>(2029) |
| 子ども人口          | 1,066          | 1,022          | 971            | 930            | 902            | 857             | 840             |
| 就学前（0～5歳）      | 309            | 267            | 260            | 248            | 239            | 226             | 213             |
| 0歳             | 50             | 33             | 38             | 36             | 34             | 33              | 32              |
| 1歳             | 47             | 48             | 34             | 39             | 37             | 35              | 34              |
| 2歳             | 45             | 46             | 48             | 34             | 39             | 37              | 35              |
| 3～5歳           | 167            | 140            | 140            | 139            | 129            | 121             | 112             |
| 小学生（6～11歳）     | 328            | 337            | 328            | 319            | 310            | 305             | 298             |
| 低学年（6～8歳）      | 156            | 172            | 168            | 163            | 136            | 137             | 136             |
| 高学年（9～11歳）     | 172            | 165            | 160            | 156            | 174            | 168             | 162             |
| 中学生（12～14歳）    | 192            | 187            | 165            | 170            | 163            | 159             | 156             |
| 高校生（15～17歳）    | 237            | 231            | 218            | 193            | 190            | 167             | 173             |
| 子ども人口の<br>対人口比 | 13.1%          | 12.8%          | 12.4%          | 12.1%          | 12.0%          | 11.6%           | 11.7%           |

※実績値は「住民基本台帳」4月1日時点  
 ※外国人を含む

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（認定区分）

| 認定区分 | 定 義                           |
|------|-------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども     |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども     |

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により保育を必要とする子どもの割合が増加している状況を踏まえ、今後の本町における教育・保育の量の見込みについては、第2期計画期間中の実績値（待機児童数を含む）をもとに、本町の将来の児童人口の変動を見込んだ上で算出しました。

※確保の内容については、町外の認定こども園や保育所の広域利用を確保分として含む。

#### （1）1号認定（教育：認定こども園）

##### 【確保方策】

|                                 | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|---------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>（必要利用定員総数）            | 人  | 9         | 14        | 14        | 13         | 13         |
| ②確保の内容<br>認定こども園<br>（特定教育・保育施設） | 人  | 9         | 14        | 14        | 13         | 13         |
| ②-①                             | 人  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

#### （2）2号認定（保育：認定こども園・保育所等）

##### 【確保方策】

|                                     | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>（必要利用定員総数）                | 人  | 132       | 126       | 116       | 109        | 100        |
| ②確保の内容<br>認定こども園・保育所<br>（特定教育・保育施設） | 人  | 132       | 126       | 116       | 109        | 100        |
| ②-①                                 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

### (3)3号認定(保育:認定こども園・保育所等)

#### 【確保方策】

#### ① 0歳児

|                                     | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)                | 人  | 5         | 4         | 4         | 4          | 4          |
| ②確保の内容<br>認定こども園、保育所<br>(特定教育・保育施設) | 人  | 5         | 4         | 4         | 4          | 4          |
| ②-①                                 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

#### ② 1歳児

|                                     | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)                | 人  | 28        | 33        | 31        | 29         | 28         |
| ②確保の内容<br>認定こども園、保育所<br>(特定教育・保育施設) | 人  | 28        | 33        | 31        | 29         | 28         |
| ②-①                                 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

#### ③ 2歳児

|                                     | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)                | 人  | 46        | 33        | 37        | 35         | 33         |
| ②確保の内容<br>認定こども園、保育所<br>(特定教育・保育施設) | 人  | 46        | 33        | 37        | 35         | 33         |
| ②-①                                 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1)利用者支援事業

#### 【事業内容】

子ども及びその保護者、妊娠している人等が町内外を問わず教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所での情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援を行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

|       |            | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | こども家庭センター型 | か所 | 0         | 0         | 1         | 1          | 1          |
| 確保方策  | こども家庭センター型 | か所 | 0         | 0         | 1         | 1          | 1          |

#### 【確保方策の考え方】

すべての子どもや妊産婦、子育て家庭のための相談・支援窓口としてこども家庭センターを設置し、利用者支援事業を実施します。

### (2)地域子育て支援拠点事業

#### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。（本町の通称は、「ぽっかぽか広場」です。）

#### 【量の見込みと確保方策】

|            | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み      | 人日 | 1,237     | 1,180     | 1,137     | 1,075      | 1,013      |
| 確保方策（ひろば型） | 人日 | 1,237     | 1,180     | 1,137     | 1,075      | 1,013      |
|            | か所 | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |

#### 【確保方策の考え方】

今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用につながるよう支援していきます。

### (3)妊婦健康診査

#### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

|             |               | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------|---------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み（対象者数） |               | 人  | 28        | 27        | 25        | 24         | 24         |
| 確保方策        | 1人当たり<br>健診回数 | 回  | 14        | 14        | 14        | 14         | 14         |
|             | 延べ回数          | 回  | 392       | 378       | 350       | 336        | 336        |

#### 【確保方策の考え方】

妊娠届け出をした妊婦に、医療機関で受診する妊婦健康診査14回分の受診券を交付します。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

|       |  | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み |  | 人  | 38        | 36        | 34        | 33         | 32         |
| 確保方策  |  | 人  | 全戸訪問      |           |           |            |            |

#### 【確保方策の考え方】

生後2か月頃に母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をします。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、当該家庭の抱える問題の解決を図ります。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人  | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 確保方策  | 人  | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |

### 【確保方策の考え方】

養育支援が特に必要と判断した家庭（要支援家庭）に対し、専門的相談支援を行います。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 確保方策  | 人日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |

### 【確保方策の考え方】

必要な方に対し、適切な処遇が確保されるよう支援の充実を図ります。

## (7)ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業内容】

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 63        | 64        | 66        | 67         | 68         |
| 確保方策  | 人日 | 63        | 64        | 66        | 67         | 68         |

### 【確保方策の考え方】

地域における子育て力の一層の向上を図るため、継続して事業の周知を図ります。

## (8)一時預かり事業

### 【事業内容】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

### ◆一時預かり（一般型）

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 108       | 103       | 100       | 98         | 95         |
| 確保方策  | 人日 | 108       | 103       | 100       | 98         | 95         |
|       | か所 | 4         | 4         | 4         | 4          | 4          |

### 【確保方策の考え方】

一時的に家庭での保育が困難となった保護者の保育ニーズに適切に対応するため、量の確保とともに、預かり時間中での安心安全の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

## ◆一時預かり（幼稚園型）

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 1,548     | 2,408     | 2,408     | 2,236      | 2,236      |
| 確保方策  | 人日 | 1,548     | 2,408     | 2,408     | 2,236      | 2,236      |
|       | か所 | 1         | 2         | 2         | 2          | 2          |

### 【確保方策の考え方】

認定こども園（Ⅰ号認定）における預かり保育の需要に対応するため、教育時間を超えた保育を実施しています。

今後も現在の提供体制を維持しながら、保護者からのニーズに適切に対応していきます。

## (9)延長保育事業

### 【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人日 | 74    | 69    | 66    | 62     | 58     |
| 確保方策  | 人日 | 74    | 69    | 66    | 62     | 58     |
|       | か所 | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |

### 【確保方策の考え方】

保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を4施設で実施しています。今後も現在の提供体制を維持しながら、延長時間等について保護者からのニーズに適切に対応していきます。

## (10)病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 確保方策  | 人日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
|       | か所 | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |

### 【確保方策の考え方】

嬉野市との協定事業を利用しながら、子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズに対応しています。今後は、必要とする人が円滑に利用できるよう、事業や利用方法などの更なる周知に努めます。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。(本町の通称は、「なかよしルーム」です。)

### 【量の見込みと確保方策】

|       |     | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 1年生 | 人  | 33        | 34        | 32        | 33         | 33         |
|       | 2年生 |    | 57        | 37        | 38        | 36         | 37         |
|       | 3年生 |    | 37        | 50        | 32        | 33         | 31         |
|       | 4年生 |    | 29        | 31        | 42        | 26         | 27         |
|       | 5年生 |    | 20        | 19        | 20        | 27         | 17         |
|       | 6年生 |    | 12        | 12        | 11        | 12         | 15         |
|       | 計   |    | 188       | 183       | 175       | 167        | 160        |
| 確保方策  |     | 人  | 188       | 183       | 175       | 167        | 160        |

### 【確保方策の考え方】

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後や週末等において子どもにとって安心安全な生活ができる場を提供し、児童の健全育成を図ります。

## ◆放課後子ども教室

すべての小学校に就学している児童を対象として、安心安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。（本町の通称は、「きらりパーク」です。）

現在の活動場所は、多良校区が多良小学校の空き教室、大浦校区が大浦公民館となっています。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、導入について検討します。

## (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、導入について検討します。

## (14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 【事業内容】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | -         | -         | 1         | 1          | 1          |
| 確保方策  | 人日 | -         | -         | 1         | 1          | 1          |

### 【確保方策の考え方】

育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭を支援する体制整備を進めます。

## (15)児童育成支援拠点事業【新規】

### 【事業内容】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

### 【確保方策の考え方】

計画上の見込み量及び確保方策の設定はありません。

## (16)親子関係形成支援事業【新規】

### 【事業内容】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人  | -         | -         | 1         | 1          | 1          |
| 確保方策  | 人  | -         | -         | 1         | 1          | 1          |

### 【確保方策の考え方】

個別相談等において、必要な家庭に対し支援を行えるよう、体制整備を進めます。

## (17)妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 【事業内容】

妊婦等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|          | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み    | 回  | 35        | 33        | 31        | 29         | 27         |
| 確保方策（面談） | 回  | 35        | 33        | 31        | 29         | 27         |

### 【確保方策の考え方】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

### 【事業内容】

保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与え、とともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|    |       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 0歳 | 量の見込み | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|    | 確保方策  | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 1歳 | 量の見込み | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|    | 確保方策  | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 2歳 | 量の見込み | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|    | 確保方策  | 人日 | -         | 1         | 1         | 1          | 1          |

### 【確保方策の考え方】

令和8年度から実施予定です。実施可能な体制を整えて、事業を実施します。

## (19)産後ケア事業【新規】

### 【事業内容】

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートをする事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

|       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人日 | 4         | 3         | 3         | 3          | 3          |
| 確保方策  | 人日 | 4         | 3         | 3         | 3          | 3          |

### 【確保方策の考え方】

安心して産後を過ごせるように体制を整備します。

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1)教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本町においては、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進してきました。

今後も、認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準が整った保育所から、順次、認定こども園への移行を図ります。

### (2)教育・保育の質の向上

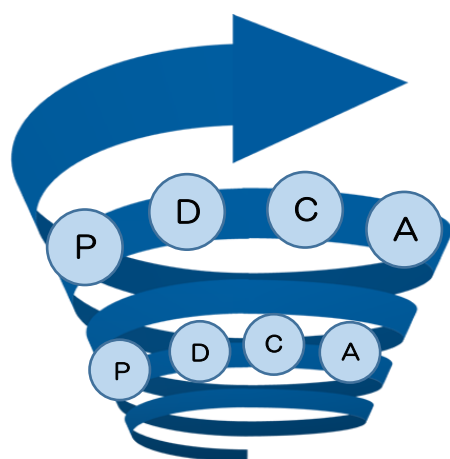
子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。その上で、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることをめざし、保育所や認定こども園、小学校等の連携を強化します。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、『保護者が費用を一旦全額支払い、その後申請して払い戻しを受ける償還払い』と、『施設等が保護者に代わって直接町に請求を行い、利用費を受領する法定代理受領』の2種類の方法があります。どちらの方法をとるかは、施設が選択できるようになっています。

## 第6章 計画の推進

子ども・子育て支援事業計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、町民代表などが参画する「太良町子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施します。



### <子ども・子育てビジョン>

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち  
～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～  
の実現

P lan：計画

D o：実施

C heck：点検・評価

A ction：改善

### 1 計画の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、計画の点検・評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しなどを行います。

点検・評価の主たる対象は、幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制とします。

これらの事業については、子ども・子育て支援法に基づく事業であるとともに、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた事業となっており、その点検・評価を行っていくものとします。

### 2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、条例により設置した「太良町子ども・子育て会議」について、本計画期間中の各年度においても開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、町民代表など様々な分野から構成されています。

子ども・子育て会議においては、計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

### 3 地域や関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、教育・保育機関、学校、地域、企業、行政機関などと連携しながら、子育て支援に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援法に基づく各種事業等の推進に向けては、町をはじめとする行政機関や教育・保育機関（事業者）等の連携が不可欠です。

また、子ども・子育て支援法の枠組みを超えた総合的な子ども・子育て支援の推進にあたっては、家庭、関係団体、企業など、子どもの暮らす地域全体の意識の向上や連携体制の強化が重要になってきます。

### 4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する計画における各種施策等との整合を図るなど、国や県と連携した取組を進めます。

## 1 太良町子ども・子育て会議条例

平成25年9月17日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、太良町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

(太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年太良町条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

※なお、第8条については、令和7年4月1日より、子育て支援課に変更予定。

## 2 令和6年度 太良町子ども・子育て会議委員名簿

|     | 氏 名    | 団体・役職名等      | 条例上の分類       |
|-----|--------|--------------|--------------|
|     | 菅原 素春  | いふく保育園 園長    | 子ども・子育て支援関係者 |
| 会 長 | 岡崎 正樹  | 多良保育園 園長     | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 馬場 景子  | 松濤保育園        | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 永尾 寿恵子 | 大浦ふたばこども園 園長 | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 平井 敏博  | 多良小学校 校長     | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 古川 善隆  | 大浦小学校 校長     | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 山下 勉   | 多良小保護者       | 子どもの保護者      |
|     | 坂口 和宏  | 大浦小保護者       | 子どもの保護者      |
|     | 増山 仁美  | 子どもの保護者      | 子どもの保護者      |
| 副会長 | 境 明美   | 放課後児童クラブ支援員  | 子ども・子育て支援関係者 |
|     | 赤木 久美子 | 太良町主任児童委員    | 学識経験者        |
|     | 高松 謙二  | 太良町主任児童委員    | 学識経験者        |

### 3 計画策定の経緯

| 時 期          | 概 要                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年3月       | 太良町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施                                                                                                 |
| 令和6年7月11日    | 令和6年度 第1回太良町子ども・子育て会議<br>・委嘱状交付<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画について<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果速報について<br>・今後のスケジュールについて |
| 令和6年10月29日   | 令和6年度 第2回太良町子ども・子育て会議<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果報告について<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について                         |
| 令和7年1月31日    | 令和6年度 第3回太良町子ども・子育て会議<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画（素案）について<br>・パブリックコメントについて                                                 |
| 令和7年2月7日～21日 | 計画案に関するパブリックコメントの実施                                                                                                      |
| 令和7年3月19日    | 令和6年度 第4回太良町子ども・子育て会議<br>・パブリックコメントの結果について<br>・第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画（案）及び概要版（案）について                                       |

## 4 用語説明

### 【あ行】

#### ■育児休業

育児休業とは、原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法に定められている。令和7（2025）年の改正では、子の看護休暇の見直しや所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大、育児のためのテレワーク導入の努力義務化等が段階的に施行。

#### ■一般世帯

住居と生計をともにしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯。

### 【か行】

#### ■教育・保育施設

就学前の子どもを対象に幼児教育や保育を行う施設。幼稚園や認可保育所、認定こども園などが該当する。

#### ■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。日本の人口維持に必要な合計特殊出生率は約2.08前後とされる。

#### ■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

#### ■子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

#### ■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

#### ■こども大綱

こども家庭庁が推進する、こども政策を総合的に推進するための大綱。こども大綱に基づい

て、こども家庭庁がリーダーシップをとり、政府全体のこども施策を推進することとしている。  
令和 5（2023）年12月22日に閣議決定された。

#### ■こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行された。

#### ■こどもまんなか社会

子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。すべての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目標としている。

### 【さ行】

#### ■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

#### ■就学前児童

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

#### ■就学援助

学校教育法上の実施義務に基づき、学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者の方に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度。

#### ■食育

様々な経験を通じて、『食』に関する知識と、バランスの良い『食』を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

#### ■生活習慣 100 点運動

幼児、小学生、中学生、高校生それぞれの発達段階に応じた生活習慣の目標を示し、各家庭において、一定期間の活動を生活習慣カードに記録し、よりよい生活習慣の定着を目指す運動。

### 【た行】

#### ■待機児童

保育所入所申込をしており、入所要件に該当しているが、入所できなかった児童のうち、国が定める定義に該当する者を除いた児童。

#### ■たらっ子メモリー

平成 30 年に導入されたスマートフォン・タブレット端末・PC に対応したサービスで、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関する

アドバイスの提供など、育児や仕事に忙しい母親や父親を助けてくれる便利な機能が充実した電子母子手帳アプリ。

#### ■男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

#### ■通学合宿

子どもたちが親元を離れ、自然休養村管理センターで寝食を共にしながら、学校に通う集団生活を体験することで、自立性、協調性を高め、家庭の大切さや親のありがたさを理解し、さらに様々な人たちとのふれあいの中で人間関係を深め、心身ともにたくましく「生きる力」を身につけることを目的とする体験活動。

#### ■特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする人。

### 【な行】

#### ■認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないに関わらず利用できる施設。

### 【は行】

#### ■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

#### ■保園小中高総がかり協議会

町内の子どもたちが心豊かに生き生きと生活し、自分らしく逞しく未来を切り開いていくことができるよう、保園小中高総がかりで教育推進を図るために必要事項を協議する協議会のこと。

#### ■伴走型相談支援

すべての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう自治体が面談や情報発信を行う取組で、妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、一貫して相談に応じ、継続的に支援すること。

## 【ま行】

### ■木育

幼少期からの木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めるための取組。

## 【ら行】

### ■ライフステージ

生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた各々の段階。

## 【アルファベット】

### ■M字カーブ

年齢層別に見た女性労働率のグラフで、結婚や出産を機に一旦離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いという日本の特徴を反映したグラフ。

### 第3期 太良町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：太良町 担当：子育て支援課

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

T E L : 0954-68-0110

F A X : 0954-67-2103

U R L : <https://www.town.tara.lg.jp/>